

○日 時 令和元年9月18日 午前9時26分～午後4時3分

○場 所 議 場

○出席委員

5番	禰	占	通	男	委員長	3番	上	迫	正	幸	副委員長
2番	眞	茅	弘	美	委員	4番	沖	園		強	委員
7番	豊	留	榮	子	委員	8番	吉	嶺	周	作	委員
9番	立	石	幸	徳	委員	10番	下	竹	芳	郎	委員
11番	永	野	慶	一郎	委員	12番	東		君	子	委員
13番	清	水	和	弘	委員	14番	吉	松	幸	夫	委員
議長	中	原	重	信							

【議 題】

認定事項第1号 平成30年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

[労働費～土木費] [消防費～予備費] [歳入]

午前9時26分 再開

[労働費～土木費]

○委員長（禰占通男） 決算特別委員会を再開いたします。

次に、労働費から土木費までの審査に入ります。

決算書の41ページから48ページまで、決算報告書の145ページから166ページまで、監査委員の審査意見書の15ページから17ページまでです。

審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 労働費145ページなんですけど、高年齢者就業機会確保事業費補助とあるんですけど、現在、シルバー人材センターに登録している人数はどのぐらいなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 平成30年度末の数字で申し上げますと、266人でございます。

○13番（清水和弘） 男女別ではどうなってるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 男性が191人、女性が75人でございます。

○13番（清水和弘） 最近5カ年の状況ではですよ、シルバー人材センターの登録者数というのは、経過の経緯はどのようになっているんですか。

○福祉課長（山口英雄） 平成26年度は男性193名、女性75名、合計268名、平成27年度は男性187名、女性72名、合計259名、平成28年度は男性1,190名、女性78名、合計268名、平成29年度は男性178名、女性69名、合計247名、平成30年度は先ほど申し上げたとおりでございまして、このところ、年々会員数は減少傾向にございましたけれども、平成30年度は20名程度の増ということでございます。

○13番（清水和弘） 年齢層でいったら65歳以上なんでしょうけど、年齢層はどのような状況なんですか。70歳以上、65歳、そういうランクでいいですよ、5歳ごとで。

○福祉課長（山口英雄） 年齢層別の会員数の数字については、こちらのほうで持ち合わせておりませんが、シルバー人材センターの理事会の中で、平均年齢は70歳を超えている状況だったと思います。

○13番（清水和弘） これは男性、女性一緒。

○福祉課長（山口英雄） 男性、女性の別については把握しておりません。

○13番（清水和弘） 地域就業機会創出・拡大事業費とあるんですけど、この内容についてお願いします。

○福祉課長（山口英雄） この地域就業機会創出・拡大事業につきましては、シルバー人材センターが平成30年度、緑のリサイクル事業を始めたものでございます。

内容につきましては、遊休農地の所有者から委託を受けて、その農地の草刈りを行い、伐採した草をその土地で堆肥化して、また農地を再生するという事業でございます。

○13番（清水和弘） そういった申し出のあった方というのは、何筆っていったらいいのかな。

○福祉課長（山口英雄） シルバー人材センターからの実績報告の中で、再生した筆数はございませんので、その緑のリサイクルによる遊休農地再生のために伐採した草の量で申し上げますと、15万3,900キロ程度の草木を処理して堆肥化したということでございます。

○13番（清水和弘） なぜ、これ聞いたかというたらですね、私は今後ふえていくんじゃないかと思うんですね。シルバー人材センターに登録しとる人が、少し増加傾向にあるみたいだけども、ますますシルバー人材センターで働いてくれる人は必要になってくると思うんですよ。そのようなことに対する計画とか何かそういうのは考えてないの。

○福祉課長（山口英雄） シルバー人材センターの会員数につきましては、先ほど申しましたけど、高齢者の数がふえている中で、会員数自体は減少傾向にあるという状況でございました。

30年度につきましては、一時的なものかもしれませんが、20人弱増加しておりますけれども、今後これが続くかどうかは不透明でございます。

シルバー人材センターでは、会員の拡大を目指して、会員同士の親睦、交流のためのグラウンドゴルフ大会とかを通じて会員の拡大に努めているところをございまして、市といたしましても、シルバー人材センターの会員維持・拡大の観点から、広報等で必要な支援をしていきたいと考えております。

○13番（清水和弘） その件でですね、高齢者の人から言われたんですけど、この公民館体操とかいろいろ行ったらポイントがつくよねと。我々がこういうふうに働いても高齢者なのにポイントはつかないのかと言われたんですけど、その辺はどう思われますか。

○福祉課長（山口英雄） シルバー人材センター事業で働く人たちは、結局、シルバー人材センターから仕事をもらって労働の対価を得るものでございますので、今、13番委員が言われた元気度アップ・ポイントは、対価を得るようなものじゃなくて、自分の健康づくりとか、支え合いの仕組みをつくったりといった活動に付与するものでございますので、性質的には全然、かみ合わないものと思います。

○7番（豊留榮子） シルバー人材センターなんですけれども、実際にはどのような仕事を主にされてるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 仕事はさまざまでございます。例えば、庭の草刈りとか、庭木の剪定とか、事業者からの依頼を受けて唐芋のつる切り、農作業の助手とか、さまざまな仕事しております。一概にどんな仕事と言われても、多方面にそれぞれ得意な分野がございますので、何ともお答えしづらいところです。

○7番（豊留榮子） 私なんかもシルバーを頼もうと思うと、つい庭の草刈りとか、そういうことになってしまうんですけども、せっかくシルバー人材センターという組織をつくってるんですから、もっとアピールできるような、こんなことも人材センターはしますよとか、もっとみんなが利用しやすいような提案というのはないんでしょうかね。

例えば、何か要望のある方がこれをしてくださいと言われると、いやそれはできませんとか言われたり、そういうことは多いんじゃないかなって気がするんです。そういう点はどうなんでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 恐らく7番委員が言われたのは、草刈りとか、庭木の剪定とか、そういった業種のところかなと思いますけど、シルバー人材センターに登録した各会員は、御自分のやりたい仕事、例えば施設の管理業務だとか、伐採のそういった労働とか、まずあらかじめ御自分のやりたい仕事の種類をシルバー人材センターの事務局に届け出ます。そういったときによく聞くのは、庭の草刈りとかを依頼するんだけど、実際、草刈りとか、そういう類いの労働に登録している会員が少ないんです。

依頼が来ても、派遣する会員がなかなかいらっしやなくて断らざるを得ないといった状況があると聞いてます。

シルバー人材センターでは、そういった仕事の依頼があるのに断らざるを得ない状況を何とか解消したいということで、会員の拡大に一生懸命取り組んでいるところですけども、残念ながら、労働の種類としては、そういった肉体労働をしていただける会員がまだ不足している状況と聞いてます。

○7番（豊留榮子） 私なんかもシルバーに助けられて、家も庭も草木がきれいになってるところなんですけれども、それはそれとして、シルバー人材センターとしてですね、何かこんなこともできるんですよっていうようなアピールで会員を集めるという方法もあるんじゃないかと思うんですけども、そういう提案はないんでしょうか。

もっと市民の方からやってほしいことって、頼みたいことって、自分じゃできない、これも頼みたいんだけどってことはいっぱいあると思うんですけども、シルバーのほうから何か提示していただければ、会員も利用する方ももっとふえてくるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） シルバー人材センターでは、委員の皆さんは目にとめたことがあるかどうかわかりませんが、例えばワンコインサービスでごみ出しができますよとか、家の掃除とかを手伝いますよとか、そういったこともPRしてますし、結構、こんなこともできますよというPRはしていると思うんです。

ただ、ワンコインサービスも地区によっては会員が少ないということで、なかなか依頼があっても全て応じられる状況になかったり、シルバー人材センターでは何よりも、依頼はあってもそれを全て受けられない状況を解消するために会員を拡大すると、今260程度でしたけど、目標としては、少なくとも300人は必要だということで、会員数をふやすために、先ほども申しましたとおり、会員以外の方も参加できるグラウンドゴルフ大会をしたりとか、仕事の面だけじゃなくて、生きがいづくりといった面でもシルバー人材センターはしているんですよってPRしているところがございます。

○12番（東君子） 今の関連でですね、どういうことに高齢者の方々、皆さんが困ってるかっていうことはですね、例えばてげてげ体操ですとか、筋トレとか、お茶飲み会とかいろいろありますので、そういうところでアンケート用紙でですね、書いていただくと、本当に困っていることを、こんなことに需要があるのかっていう新しい発見があると思うんですね。

意外と高齢者の方々の話の中で多いのが、例えばフラワーパークとか行きたいんだけど、1人じゃちょっといけないとかですね、そういうときに娘に頼みたいんだけど、娘はパートをして忙しいとか、一緒にちょっとどこそこに行ってほしい、あと話し相手ですね、もうどうしてもむしゃくしゃして誰かに聞いてもらいたいことがあるとかですね、意外とひとり暮らしの方っていうのは、そういう需要もあるんじゃないかなと思いますので、ぜひ一度ですね、アンケートなど検討していただけたら新しい発見があると思います。

○13番（清水和弘） 145ページの労働費なんですけど、ここに新規雇用創出就労環境改善事業とあるんですけど、この内容はどのようなものでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 就労改善事業につきましては、若者の職場の定着、そして女性の職場での活躍推進及び雇用の拡大に資するために、積極的に就労環境の改善または向上に取り組む市内事業所に対して、市が予算の範囲内において補助金を交付しているものです。総合戦略に基づく事業でありまして、平成29年度から平成31年度までの事業となっております。

具体的な補助の内容ですが、平成30年度の15万6,000円につきましては1件、事業所から申請があった分です。内容につきましては、事業所内での作業着等の購入がありまして、その補助をしたものです。補助割合は2分の1であります。

○13番（清水和弘） 今、就労改善という言葉がありましたけど、枕崎全体を考えたときですよ、就労状況っていうのは良好な状況と判断しとるんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今、このような事業をすることによりまして、職場環境が少しずつ改善されるものと考えております。

また、今申し上げましたこの1件は、ソフト事業ということですが、ハード事業ということでは、福利厚生施設の整備とか、労働時間を管理する適正なシステムの導入とか、そういったものにつきましても2分の1補助がありますが、現在のところ、ソフト事業のみの申請が平成30年度に1件、そして29年度に1件あったところです。

○13番（清水和弘） 2分の1補助と言いましたが、これは全体に対する2分の1なんですか。どういうことなんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 作業着購入に係る費用の2分の1補助ということになります。

○8番（吉嶺周作） 報告書の156ページなんですけど、中小企業育成補助、190万支出しておりますが、この補助金の利用状況と事業内容はこういったものになっておりますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 中小企業育成補助の190万円につきましては、中小企業の育成、

振興を図るため、商工会議所が実施する中小企業の経営基盤の充実強化に資する事業について補助金を交付したものです。

主な事業項目としましては、融資のあっせん事業、商工業振興対策、中小企業の相談所の事業、商店街活性化事業ということで補助金をそれぞれ算定しまして190万円支出しております。

○8番（吉嶺周作） 利用者の件数は何件になってるんですか。何件で190万になりましたか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 相談件数とか、そういったことですかね。

○8番（吉嶺周作） いや、この支出済みの190万の利用件数と金額というかですね。

○水産商工課長（鮫島寿文） この中小企業育成補助といいますのは、先ほど申し上げましたとおり、枕崎商工会議所への補助になっておりますので、それぞれの事業者とか会社への補助ではなくて、枕崎商工会議所が行っている事業に対しての運営補助といいますか、会議所が融資あっせんや中小企業の相談所を開設しておりますけど、そういったものに関する経費についての190万の補助となっております。

○8番（吉嶺周作） 次に、審査意見書の16ページなんですけど、商工費のところでは減少したもののうち、観光費が2,350万ほど減少したとになってるんですけど、この理由は何ですか。監査委員の審査意見書の16ページなんですけど、観光費が大幅に減額というか減少してるんですよ。

○財政課長（佐藤祐司） 冒頭の増減理由の説明でも申し上げましたが、カツオのまち賑わい創出事業が1,670万程度減額になっております。それと火之神公園整備事業も700万程度減額になっております。この2つで2,300万程度になると思います。ハード事業です。

○11番（永野慶一郎） 報告書の149ページの農業振興費のところ、鳥獣被害対策事業で捕獲報償金等が87万、昨年が104万、20万ぐらい昨年より小さいんですけども、これ報償金ですので、鳥獣をとってきたら払われる報償金だと思うんですが、減ってる要因はなぜか、具体的に把握していれば教えてください。

○農政課長（原田博明） 昨年との比較をしてみますと、イノシシが平成29年度は81頭、30年度は96頭で、イノシシの捕獲はふえてはいるんですが、タヌキ・アナグマが29年度は145頭であったところ、平成30年度は109頭と減っております。また、カラスの捕獲につきましても、平成29年度は318羽というところが、平成30年度は124羽ということで、捕獲の頭数等に増減があったところがございます。

○11番（永野慶一郎） 年々、猟をする人も減ってきて、イノシシとかの処分もなかなか大変だということも毎回委員会等でお聞きしてるんですけども、今いろんなところでですね、特に九州とか調べたら多いような気がするんですけども、とったその鳥獣を、特にイノシシとか、そういったものを加工したり、大牟田の動物園はですね、餌に使っていると。コストはちょっと普通の餌よりかかるみたいなんですけども、そういった活用されているところもあるようでございます。

また、お隣の坊津町にですね、イノシシ肉を加工する工場ができておりますが、以前からこの委員会等でも本市単独ではちょっと予算的には大変なので広域でのですね、そういった加工施設とかはできないのかっていうような意見とか要望も以前からございますが、今そういったのに向けて、本市は特に何か動きがあるのかどうか教えていただきたいんですが。

○農政課長（原田博明） 振興局管内の指宿市、南九州市、南さつま市と加工施設設置について協議をしたこともあります。その中で、各市とも需要が余りないということもあって、今のところ積極的に建設というところまで至っていないところです。ただ、そういった協議はしておりますし、今後も協議してまいります。

それから、先ほど報償金関係の話がありましたが、平成30年度まではイノシシの報償金が4,400円でしたが、本年度から6,000円へ値上げしているところです。また、県の鳥獣被害対策実践事業で、イノシシは今まで8,000円だったのが、ジビエ料理に加工した場合は9,000円の報償金が出ます。ただ、そうでない場合は8,000円の報償金が7,000円になるということで、ジビ

エ料理への積極的な取り組みを国、県は進めています、なかなかジビエへの需要がないというところがございます。

○11番（永野慶一郎） 先日、坊津町の加工するところからですね、肉を買って持ってきてくれた人がいたんですけども、私はもともとあんまり抵抗がなく食べられるんですけど、わあもうって、ちょっとっていう方も焼いて食べたら、たれづけをしてあったんですけど、物すごくおいしいと言って初めて食べる方たちもいらっしゃったんですけど、すごく喜んで食べていらっしゃいましたので、そういった需要がないっていうこととございますが、食べてみたらおいしいよねって意味で需要が広がっていけば、何かまた対策もできるのかなというような気がします。

今、結構、個体数もふえてて、うちの集落も何度かお願いしてるんですけど、私もこの1週間、10日ぐらいで何回かイノシシを見かけるんですけどもですね、そういった何か駆除とかに役に立てるような取り組みっていうか、そういったのも補助になるようなことですので、今後も引き続き協議をしていっていただきたいと思います。

○13番（清水和弘） 今、11番委員が言われましたけれども、イノシシによる農作物の被害がすごくふえてるんですよ、最近。今、猟友会の人たちも高齢者でちょっと伸び悩んでるというようにことなんですけど、最近の猟友会の人数というのはどのような推移になっとるんですか。

○農政課長（原田博明） 9月1日現在の猟友会会員数は35名となっております。一般質問でもお答えいたしました、その内訳といたしましては、第一種銃猟免許を持つての方が16名、わな猟の免許を持つての方が29名で、重複する方が10名いるところとございます。

○13番（清水和弘） この箱わななんかに限ってはですよ、地域外の方は入ってはこれないんですか。猟友会に入っていないと自治体では捕獲できないの。

○農政課長（原田博明） 銃に関しても箱わなに関しても狩猟免許が必要ですので、狩猟免許を取った上で猟友会員になっていただいて、捕獲することになります。その会員の方々に対して捕獲指示を出しておりますので、そういった手続をとっていただくということになります。

○13番（清水和弘） そういうことは、地域外の人でも枕崎市の猟友会に入ればやれるという判断ですかね。

○農政課長（原田博明） はい、枕崎市の猟友会に加入していただければ、捕獲できます。

○13番（清水和弘） 実は、鹿児島市内の箱わなの人と話をしたんですけどね、今は箱わなにイノシシが入ったら電話が鳴るようになってるんですよ、私もびっくりしたんですけど。やっぱりそういう新しい手段があるから、それも大きなわなだし、ああいう人たちをじゃんじゃんこの枕崎市の猟友会に勧誘するとか、そういうことも考えられるんじゃないかと思うんですよ、作物の被害状況からみたらですね。どうなんですか、その辺は。勧誘は何かしてないの。

○農政課長（原田博明） 他市の方々を本市の猟友会に勧誘する話は、今のところ聞いていませんが、それぞれの地域で猟友会に加入していると認識しています。最近、箱わな免許の取得者も少しずつふえてまして、今年度も5名の方が新しくわなの免許も取得しているところとございます。そういったところで、猟友会も少しずつではありますが、会員もふえてきつつあるところとございます。

○4番（沖園強） 箱わなにしても猟にしても、結局、見回り等が大変だと。当然、運営にしてもそうですよね、あと猟友会等の会員をふやすためには、先ほど出た捕獲に対する補助金ですかね。県下の状況で、イノシシに例えていいんですけど、イノシシでどういう状況にあるんですか。

○農政課長（原田博明） 捕獲数につきましては、他市の状況を把握していませんので、県内全域の状況をここで答弁することはできませんが、個体数がどの自治体においてもふえていると伺っていますので、近隣の南さつま市等では大分捕獲数もふえているという話も聞いていますので、県内全体でも捕獲数はふえているのではないかと認識しているところとございます。

○4番（沖園強） 報償金のことを今聞いてるんですけど、1頭当たりの報償金。

- 農政課長（原田博明） 報償金につきましては、南薩地域管内はイノシシに関しては6,000円で同額でございます。県内大体同じような額を交付していると伺っております。
- 4番（沖園強） そうすると、県内で大体合わしてるということなんですが、猟期期間中に報償金があるところはあるんですか。
- 農政課長（原田博明） 狩猟期間中に有害鳥獣が発生した区域を、特別に指示区域として出しているケースはあると伺っております。
- 4番（沖園強） 伺っているんじゃないくて、その実態は分かってないの。
- 農政課長（原田博明） 申しわけありません、正確には把握しておりません。
- 4番（沖園強） 捕獲頭数がなかなか上がらないという一因には、有害鳥獣のときはもう血眼でやってますよ。猟期期間中は、もう小さいのは逃すような感じが実態だと思うんですよね。どっちがどっちとも言えないんですけど、やはりその辺の実態を調査して効果が上がる、とにかく個体数を減らさん以上は、この鳥獣被害は減らんでしょうから。猟師の皆さんが意欲を持って取り組めるような環境をつくるのがいいのかなと私は思うんですけど、どうでしょうか。
- 12番（東君子） 今のやりとりでふと思いついたんですけど、よその自治体でとったイノシシとかのポーズを変えてですね、何かこう写真に撮って、そして本当は1頭しかとってないのに何匹もとったように見せて、そしてたくさん利益を得ていたってというニュースがあったと思うんですけど、枕崎の場合は1頭とったら、例えば写真に撮るとか、何か証拠っていうか、それはどうなってるんですか。例えばしっぽの一部分を提出するとか、何かあるんでしょうか。
- 農政課長（原田博明） まず、捕獲したイノシシとその耳としっぽを並べて、写真を撮って提出してもらいます。また、市に猟友会の方から連絡があったときには、担当者が出向いて写真を撮って、その捕獲したイノシシ等を確認しているところでございますので、そういった不正についてはないように取り組んでいるところです。
- 4番（沖園強） 同じ149ページで、デーリィサポートかごしま運営補助ということで、前年度より若干増額決算になってるんですが、この状況をお示してください。
- 農政課長（原田博明） 酪農経営者に対するサポート事業でございます。酪農農家の方々が月に2回程度休暇がとれるような体制を確立して、組合員の減少やヘルパー要員の身分保障、また組合運営を支援するというところで、このような補助制度があるところでございます。枕崎市の酪農農家は、現在3戸が経営しておりますので、戸数は昨年から変わらないので同額と思っております。
- 4番（沖園強） 昨年の決算額が23万0,400円、今回若干ふえているんですが、その3戸の農家の方々の活用状況はどうなんでしょうか。月2回程度というようなことがあったんですけど。
- 農政課長（原田博明） 平成29年度の実績利用回数の報告が今あるところでございますが、本市においては、105回利用されているところでございます。
- 4番（沖園強） 平成30年度は。
- 農政課長（原田博明） 平成30年度の報告がまだ来てないところでございます。申しわけありません。
- 4番（沖園強） 決算は来てるのに報告はない。何で、これはヘルパー利用組合デーリィサポートかごしまの運営費として、負担金として補助を出してるの。どうなってるんですか。件数は関係なく負担金を補助してるの。
- 農政課長（原田博明） 均等割と農家戸数で算出しているということで、デーリィサポートかごしまの負担金として支払っているところでございます。
- 4番（沖園強） そうすると、そのサポーターにはデーリィサポートかごしまのほうの日当なり支給するということなんでしょうか。
- 農政課長（原田博明） そのとおりでございます。デーリィサポートかごしまが派遣し、給与

を支払っているところがございます。

○4番（沖園強） そうすると、均等割が幾らなの。

○農政課長（原田博明） 済みません、しばらくお待ちください。今、調べてきます。

○9番（立石幸徳） 私は、150ページ一番下、農地費の関係で未登記対策経費ですね、今まで農地費で未登記対策という歳出はあったんですかね。

○農政課長（原田博明） 平成30年度から取り組んでおります。

○9番（立石幸徳） 30年度新規、初めての取り組みは立神前地区ですが、具体的にはどういふことで分筆の必要性があったわけですか。

○農政課長（原田博明） 立神前地区の農道整備を平成5年に実施したわけですが、ここの分筆登記がされてなかったということでございます。

○9番（立石幸徳） 何か似たようなものが前あったような、これも平成5年ですよ。そうしますと、具体的には市が取り組んだ農道整備、その事業の際に本来、分筆して登記していなければならなかったものが登記されていなかったという確認でいいんですか。

○農政課長（原田博明） 9番委員が言われるとおりでございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、これはまずどういふことから登記がされていないと、分筆登記がですね、わかってきたわけなんですか。

○農政課長（原田博明） 平成7年、8年ごろ、他市でこういった未登記でいろいろな問題が発生したという新聞報道等がありまして、本市でもこういう未登記があるのではないかと調査いたしまして、数件あったということで未登記の把握と未登記の解消に努めてきたところでございます。

○9番（立石幸徳） 今、課長のほうで数件と言いましたが、この30年度でやった分は、その数件のうちの1件ということになるんですか。

○農政課長（原田博明） 農政課で、今現在把握している未登記件数は、1件を1路線と説明させていただければ件数が22件ございまして、276筆を未登記として把握しているところでございます。平成30年度は、この中で2件取り組みまして、21筆を未登記解消できたところでございます。この中で立神前地区の農道につきましては、10筆完了したところでございます。

○9番（立石幸徳） そうすると、こういった取り組みというのは、今後も年度ごとに幾らかずつ継続していくことになっていくんですか。

○農政課長（原田博明） できるだけ未登記が解消できるように、毎年度で数本選びながら解消していく作業が続いていくということになります。

○9番（立石幸徳） 申し上げるまでもないんですけど、塔切地区で、これも当初はいわゆる分筆登記がされなかったというのが原因で、非常な大変な問題がまだ継続中と言ったほうがいいと思うんですけどね。その辺も踏まえて、やっぱり問題が深刻化しないように対応しとっていただきたいと思います。

○13番（清水和弘） この未登記が多いということは、枕崎の財政にはどのような影響があるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 財政への影響というのは考えられませんが、適切に分筆登記はすべきものだと考えております。

○13番（清水和弘） 固定資産税なんかには関係してこないんですか。

○農政課長（原田博明） 農政課のほうで、その分筆すべき面積等の資料が残ってる分については減免申請を出して、その分は差し引いて課税されているということになってます。

○13番（清水和弘） 先ほど、270筆みたいな話をしましたが、私が確認しているところでは五百何筆あると思うんですけど、270っていうのは、これは確実な数字ですか。

○農政課長（原田博明） 先ほど説明いたしました、農政課で現在把握している未登記物件が22件で276筆ということでございます。

○13番（清水和弘） 建設課とかいろいろあると思うんですけど、未登記の分は全体で幾らあるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 今現在での未登記の筆数としては、481筆と把握しております。

○9番（立石幸徳） 保留してましたから、水産業の関係、これは資料要求もしてましたのでね、コンテナヤードの関係なんですけど、資料が地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業ちゅうことで、これは平成29年度で一応、調査事業は終わってるんですけど、4番の今後の展望のところで、枕崎市漁港でのコンテナ取扱施設の整備について検討を進めていく必要があると結んでいるんですね。

まず、平成25年度から29年度までな、ちょっと30年度決算にはあれなんだけども、いろんな関連ありますので、5年間で活性化事業も経費といいましょうか、幾ら使ったんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 25年度から29年度、5年間で2,664万円です。

○9番（立石幸徳） その調査を終わって、最終的にいいましようか、調査が終わった段階ですよ。国や県に陳情、要望、広報まくらぎきにも国会議員等も一緒に写真が出た中で要望っていいましようか、このコンテナヤードの件で陳情、要望をしたというのが掲載されていたんですけど、その調査事業は済んだ。何を要望されたんですか、国、県に。

○水産商工課長（鮫島寿文） 水産庁には、少し資料にも書いてあるとおり、現地での課題でありますとか、南薩地域を含めた県内の商品等のこともありました。その辺も踏まえまして、一番大きいのは29年度の最後のほうで調査したときに、現地の岸壁、使用するバース等の整備がされていない中で、こちらのほうの整備に取りかかる時期としては、まだどうなのかなということもございました。

国への要望につきましては、実際にそういったものを枕崎で整備するとなった場合には、国交省の関係ですとか、防犯、検疫の関係も含めて、水産庁にも協力をお願いしたいという要望だったと伺っております。

○9番（立石幸徳） 曖昧ですよ、普通っていいましようか、一般的にですよ、国とか県にいろんなハード整備にしても、ほかの要望事項もあるんでしょうけれども、こうなった場合は、協力してくれというような要望はおかしいですよ。

それは、そうなるんですか、ならないんですかって国から言われるばかりじゃないですか、ちゃんと枕崎市としては、こういうものをつくりたい、こういうことをお願いしたいということではないと、何か条件をつけてですよ、こういうものが整備されたら、枕崎市にも国交省も協力してくれるとかですね、私はそんな要望ちゅうのは聞いたためしがありませんよ。

もう少しはっきりしてくださいよ。何を要望したのか、だって広報紙にも出てたんですよ、一時期、非常に明るい見通しになってきたと。

○水産商工課長（鮫島寿文） 水産庁の漁港漁場整備部長に、地元選出の国会議員と一緒に要望書を提出してるんですけど、その内容につきまして、今、持ち合わせておりませんので……（「これも総括ですか」と言う者あり）よろしいでしょうか。

○9番（立石幸徳） 済みません。私、総括、総括って申しわけないけど、持っていないなら仕方ないのでね、私は済んだことを蒸し返してる気はないんですよ、今度の議会に陳情もみしまフェリーで出されているんですけどね。

みしまフェリーの、今後のどういう見通しを立てるかという中で、このコンテナヤードの位置づけちゅうのは、非常に重要なかわりがありますのでね、総括でお願いしときます。

もう一点、水産の関係で一般質問、これも時間切れでできなかった県内漁協の合併といいましようか、これ全国的には私も調べて46都道府県のうち、既にその中で10の県っていいましようか、府も入りますけど、10の県に1つは京都府も入るんで、県っていうのがどうなるかわかりませんが、46のうち10は県内で1つの漁協ちゅうことになってるんですよ。

鹿児島県のほうも、もうやがて全県じゃないけれども、とりあえず、隣の南さつま市なんかを含めた11ぐらいの、ちょっと数は間違ってるかもしれませんが、漁協が段階的に合併して、最終的には県内漁協が全部一つになるという方向性なんですよ。

その影響もなんですけどね、確認したいのは、その法的な関係で、これ自治法の153条だったと思うんですけども、地方公共団体の首長はエリア内の公共的な団体、農協、漁協あるいは社会福祉協議会、商工会議所も入るんでしょうけど、公共的な団体の総合調整についてですね、指揮監督できるという首長は権限を持つわけですよ。

その合併をした場合にですね、私は枕崎市においては枕崎市漁協ちゅうのは非常にウエートの大きい組織だと思うんですよ。合併をしたときに、その合併された漁協に、枕崎市の首長、市長がどういったかわりに法制上はなっていくんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 9番委員がおっしゃいました地方自治法第157条に定めがあるところですが、まず公共的団体等につきましては、農業協同組合や商工会議所、お尋ねの枕崎市漁協が公共的な活動を営むものと解されるところなんですけれども、公共的団体等の活動につきましては、普通地方公共団体の長は、先ほどおっしゃいましたとおり、総合調整などに関与できるとされているところです。

公共的団体等の主たる事務所が、他の普通地方公共団体の区域内にあっても、その支部やその出張所等が、当該普通地方公共団体内に設けられている場合、さらには、支部または出張所も設けられていないが、その公共的団体等の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われている場合も含まれると解されております。

簡単に申し上げますと、公共的団体等の事務所が、本所がどこにあるとかではなくて、その公共的活動がどこで行われているかということであり、仮に主たる事務所が他の自治体にあっても、その当該地方公共団体の長は関与できる、公共的活動がどこで行われているか、枕崎市漁協が活動する分野においては、仮に支所とか、そういうことになった場合でも関与はできるということと考えております。

ただ、この関与については、内部事務であったり、組織内の人事組織案件等につきましては、そこまではないのではないかなと考えているところです。

○9番（立石幸徳） 今の説明を聞いて、ある程度正直安心したんですけども、ある意味では、従前どおりちゅうか、県下一本の漁協になっても支部があれば、これまでどおりのいろんな連携関係ができていくということになると思うんですね。

その漁協合併そのものは、今どういうスケジュールといいましょうか、どういう段階にきて、本市の漁協も鹿児島県内ではある意味でリーダー的な漁協になるんですね、当事者である漁協は合併問題については何か、市当局のほうにはお伝えっていいましょうか、そういうことで話をされている部分あるんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 9番委員からありましたとおり、第1段階には枕崎市漁協は入っていないところです。

まず、12の漁協が2020年4月の合併を目指すということで、新聞報道等もあったと思います。その後、第2段階ということで、残りの35の漁協、県内47ありますので最初12、その後、35の漁協が2025年度を目標に合併を実現したいという考えがあると聞いているところです。

国が合併を進めているわけなんですけれども、理由としましては、組合員の減少、高齢化、経営基盤の弱体がありますので、県内1漁協ということで旗を振ってるわけですが、私どもが聞いた中では、主たる漁業の形態、養殖であったり、近海であったり、遠洋漁業であったり、そういった違いがあるということ、また9番委員がおっしゃったとおり、県内でも枕崎市漁協は大きな水揚げ高、水揚量、特定第三種漁港ということで重要な漁協であり、規模的にも大きいところでございます。

漁協の規模や経営状況も含めて、今後検討されると聞いておりますが、枕崎市漁協からは、まだアドバランが上がったばかりなので、どうこうというのはまだわからないと、まず第1段階の12の漁協が、どういった検討をされて合併に向けて進んでいくのか見守っていききたいということで、今の段階ではそういった内容を伺っているところです。

○14番（吉松幸夫） 今のこととちょっと関連するかと思うんですけども、昨日、外港の9メートル岸壁の工事現場を見せていただきました。これ完成するとですね、大型船が入ってこれるということで非常にいいことであろうかと思うんですけども、見ましたところ、109メートルだったですかね、約4メートル幅のところが新設されるんですけども、となるとその分だけ内港の面積が狭くなると思われるんですが、これから開発とか、振興に対して県、国からの交付金というか補助金というか、そういうものの計算に対して何か影響が出てくるんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 質問の趣旨をもう一回お伺いしたいんですが。

○14番（吉松幸夫） 港内が狭くなった部分に対して、何か影響が出てくるんことあるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 外港の一番南側のマイナス9メートル岸壁を延長して、その目的はかつおぶし原料となります遠洋のまき網船、海外まき網船の入港を今そこで実施しておりますが、できればマイナス9メートル岸壁としゅんせつを行いまして、同時に2隻水揚げができたり、また入港、そしてできれば3隻並列できるような形で将来的に持っていくために整備を進めているところですが、現在、他の港でもですけども、やはり水揚げする船の入港が多くて、沖待ちをするといった状況もございますので、そういったことがないように、水揚げがスムーズに、効率的にできるように整備を図るものでございます。

水面が、エプロンが出てきた分、狭くなるということもおっしゃられたところですが、そういったことは岸壁延長またマイナス9メートルのしゅんせつとあわせて整備するほうが効果大と考えておりますので、海の内水面積が減ったことに関してのマイナスはないと考えております。

○13番（清水和弘） 今、水深9メートル岸壁の長さ、大体200メートルぐらい、200何ぼあるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） マイナス9メートル岸壁の新設は、210メートルで計画しております。

○13番（清水和弘） 210メートルだったら、私の考えでは2隻はロングサイドできると思うんですよ。あと西側の4.5メートルですか、あそこはどういうような形で使うようにするの。

○水産商工課長（鮫島寿文） 西側のほうは、きのう現地調査でおりたところは、マイナス6メートル岸壁となっております。そこも実際、きのうも海まき船が泊まって、泊地ということで利用していましたが、そこも可能であれば、喫水の状況によっては使えるかなど、停泊は干潮満潮によってあると思いますが。

○13番（清水和弘） 今、言われたあの部分は、停泊地として、係留地として使えると思うんですよ。

次に、153ページなんですけど、水産業費で漁港使用料徴収実績っていうのがあるんですけど、漁港使用した場合、徴収料はトン当たり幾らになるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 漁船とか、船舶の内容で違うんですけど、漁船につきましては1トン当たり2.24円、外航船につきましては4.78円、そのほかの船舶につきましては5.11円、それと野積場の使用につきましては57.09円、これは平米になります。荷さばき所につきましては411円と単価が定められております。

○13番（清水和弘） 東側の岸壁は、平米の57円っていうことですか、トン当たり、船のトン数によって大きさによって違うと思うんですけど、トンでっていうのは、どうなんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 野積場につきましては、平面の野積場ですので、平米当たり

57.09円ということです。

○13番（清水和弘） そしたら、岸壁の面積でいいわけ、船の大きさじゃなくして。これトンでっていうのは、船の大きさでとるもんだと思うんだけど。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今、申し上げてますのは、平面の野積場、今6事業者が砂とか、採石事業者が使ってる部分の使用料ということで、これは船の使用ではないところです。

○13番（清水和弘） 今現在もそしたらあそこで荷役しとる船舶については、そういう港の使用料、これは徴収していないちゅうことになるんですか、港の使用料ですよ。

○水産商工課長（鮫島寿文） 最初のほうで申し上げました漁船が2.24円、それと船舶、その他の船舶ということで1トン当たり5.11円。この金額を徴収しているところです。

○13番（清水和弘） ところでですよ、この2年前までですか、このみしま丸が着けとったわけですね。そうした場合、みしまは千何百トンですか、あれ。じゃあ当然、支払ったんでしょか、支払ってないんでしょか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 13番委員が言われてる東防の岸壁につきましては、海上保安庁の船ですとか、鹿児島水産高校の船等も係留するところですが、公共的な利用ということで減免しております。

○13番（清水和弘） ということは、先ほど平米当たり57.09円。これはどういうふうに理解したらいいの。面積、岸壁と船のあれは、何かそこを使用するわけでしょう。岸壁は、平米当たり使用するあれが違ってくるから、表面積やけど。

○水産商工課長（鮫島寿文） 済みません、私の説明が悪いのかも知れませんが、係留する場合には岸壁に横づけします。

その平米とかではなくて、トンによって漁船なり、先ほど申し上げました三島の船なりの5.11円をトンに掛けるということなんですが、野積場の使用につきましては、153ページにも件数73件、550万程度ございますが、これにつきましては、船どうこうではなく、その面積を借りてますので、平地ですね、土地の使用料をいただいているということです。係留費用ではないということです。

○11番（永野慶一郎） 決算報告書の158ページで、香港における南部広域観光・物流促進事業ということで、この総合戦略の審議会資料もあわせてごらんいただけたらと思います。

1ページと2ページに、効果の検証ということで書かれておまして、これは平成28年度から始まっている事業ですかね、事業名が若干変わってはいますが、28年、29年は当初予算において200万の予算で、30年度から当初予算ベースです、400万の予算を計上しております。

本年度も三、四百万という当初予算ベースでついておりますが、この結果のところですね、観光客が西日本豪雨災害等が影響してるのかということで、ちょっと減少しているということなんですが、事業の成約件数っていう結果が出てまして、全体で35件あって、うち本市分が4件成約になっているということで、何が成約になっているのかをまずお聞かせください。

○水産商工課長（鮫島寿文） 本市の地場産品の契約、成約件数が4件あったということです。水産関係、農業関係の件数が4件ありまして、金額的には100万を超える契約があったと伺っているところです。

○11番（永野慶一郎） 済みません、具体的に水産とか農業製品の成約ということですが、これは成約というと継続的に続く輸出とか、そういったものにつながっていく継続的な商売が成り立ったという認識でよろしいですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） はい、30年度においては商談会、こちらに来ていただいて話をしたところです。その中で、全体的には45件の相談、商談があって、具体的に輸出取引が成立したのが4件ということです。

○11番（永野慶一郎） 今後、せっかくつながった商売といいますか、そういった輸出の件な

んですけども、さらに範囲を広げていかないといけないと思うんですけど、それについてはどのように考えておるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 総合戦略の最終年度が31年度ということで、現在、本市だけではなくて、指宿市、南さつま市、南九州市、南大隅町の4市1町で広域的な取り組みをしているところですが、今年度に入りまして、来年度に向けた取り組みをどのようにしていこうかという検討を総会、また担当者の会議でもしているところです。

その中で、少し懸念がありますのは、新聞報道等でありますとおり、香港やいろんな情勢が少し厳しい部分がありますが、やはり11番委員からありましたとおり、物流という意味では国内消費が人口減少社会において、どうしてもパイが狭まってくる中で、海外に向けたこのような取り組みは必要であるという認識を持っております。

ただ、その手法、どのような形で展開していけばいいのか、この4市1町の中にあります事業者の皆さんの中で、今行っているところが香港ということですので、英語とか中国語、そのような語学で交渉できるような方にもお願いしながら、また引き続きこの物流という意味では、広域でのアクセスを広げていく必要があるのではないかなと考えているところです。

また、令和2年度からの総合戦略につきましても、本市や広域の4市1町でも検討しておりますので、このような事業を何らかの形で続けていければと考えているところです。

○11番（永野慶一郎） 29年、30年度から予算も200万から400万になってですね、2年間やってみてある一定の効果があると、なので予算も増額して、今されてるのかなって私は考えるんですけども、昨日も新しい残滓処理場を見たときに健康食ブームでですね、カツオの製品なんか物すごく輸出とかにもつながっていくというお話もきのうございましたので、ぜひですね、せっかくこういった取り組みをされてますので、枕崎の商品を海外へのPRも兼ねてると思うんですよね、そういった商売だけじゃなくて、枕崎のPRにも大いにつながることだと思いますので、ことしまでの計画、また来年度から新しい地方創生総合戦略も始まりますが、ことし1年間、観光客がちょっといろんな事情があつてですね、余り増加は見込めないのかなと思うんですけども、せっかくつながった販路を広げていっていただけるように、また努力していただきたいと要望しておきます。

○委員長（禰占通男） ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時5分 再開

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

○農政課長（原田博明） 先ほど、4番委員からありましたデーリィサポートかごしま運営補助の件につきまして説明いたします。

積算内訳は、先ほど言いました戸数が3戸ございますので、戸数3戸に対しまして1戸当たり3万9,000円の11万7,000円、それから棟数割で3戸の棟数が223棟あります。これに対して単価が480円、合計で10万7,040円ということになります。

それから、平成30年度から基本割で3万円追加されたということで、平成29年度との差額につきましては、この基本割の割り当て分がふえているところでございます。

それから、平成30年度のデーリィサポートかごしまの利用回数でございますが、1年間で102.5回の利用となっております。

○4番（沖園強） 了解しましたけど、月平均でいきますと3戸ですから、大体3回程度利用してるのかなというふうに思うんですけど、月2回程度の予定が3回程度と思うんですけど、年中無休みたいな仕事ですから、ぜひこれは充実していくようお願い申し上げます。

○水産商工課長（鮫島寿文） 14番委員からありました外港のマイナス9メートル岸壁の新設についての答弁を補足します。

このマイナス9メートルの岸壁につきましては、張り出し岸壁ということで、永久的な構造物ではないという観点で、公有水面埋め立てではないという考えで、交付金等への影響はないと考えております。

○2番（眞茅弘美） 報告書148ページの説明部分の上から2番目ですけども、中山間地域等直接支払交付金3団体とございますけども、この3団体はどちらでしょうか。

○農政課長（原田博明） 実施地区につきましては、八窪地区、野平地区、中村地区の3地区となっております。

○2番（眞茅弘美） それから、その下に農業振興資金貸付金とございます。こちらはどのような基準がございますか。

○農政課長（原田博明） 農業振興資金貸付金につきましては、農業振興資金として南さつま農業協同組合に2,000万円の預託を行っております。これによりまして、農協が近代化資金として農家に貸し付けを行って、経営改善に活用するという制度でございます。

平成30年度の借り入れ件数につきましては18件、総額で7,840万円の貸し付けを行っているところでございます。

貸し付け内容につきましては、製茶機械の更新、茶工場の増築、トラクターの導入、花卉ハウス、乗用型茶園管理機、ハーベスターなどの導入の資金として活用されております。

○2番（眞茅弘美） 金利はどのくらいになってますか。

○農政課長（原田博明） 現在の金利につきましては、ゼロ%でございます。認定農業者に関してはゼロ%ということでございます。

○2番（眞茅弘美） 認定農業者のみ貸し付けができるってことですか。

○農政課長（原田博明） 認定農業者以外にも審査がありますので、審査に通った場合は、貸し付けができることになっております。

○2番（眞茅弘美） その場合は、金利がかかるということですかね。

○農政課長（原田博明） その場合は、JAの金利がつきますので、その金利につきましては、それぞれの内容によって若干変わってきますので、一概に何%ということはここでは申し上げられません。

○2番（眞茅弘美） 続きまして、149ページの説明部分の一番上の部分です。降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助、こちらの対象農家はどのくらいでしょうか。

○農政課長（原田博明） この降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助につきましては、活動火山周辺地域防災営農対策事業の一つの事業でございます。

要件といたしましては、降灰地域のお茶、野菜、果樹、花卉などの安定対策について補助をする事業でございます。要件といたしましては、主に3戸以上の農家で経営している団体となっております。

主な事業内容といたしましては、茶の生葉洗浄脱水施設、茶の摘採前洗浄施設等でございます。

平成30年度の事業につきましては、野菜の被覆施設とお茶の摘採機能付除灰機、それから生葉洗浄脱水機を整備しているところでございます。

○2番（眞茅弘美） ただいま3戸以上の農家でとありましたけども、生産組合でないといけないということですかね。

○農政課長（原田博明） 法人でなくても利用組合という形で、3戸以上の方々はその施設を利用するというのであれば、適用されるということになります。

○13番（清水和弘） この降灰対策補助ですよ、3戸以上ということは、花卉振興の人たちの場合は個人でやっとなるわけだけど、そういう人たちは対象にならないってことなんですか。

○農政課長（原田博明） 3戸以上で利用組合をつくって活用していただければ利用できますけれども、1戸でこの事業を受けることはできないところでございます。

○13番（清水和弘）　ということは、その組合員が3人で申請すればいいということ。

○農政課長（原田博明）　そのとおりでございます。

○3番（上迫正幸）　報告書の147ページ。ここに妙見センターの利用者数8,337名と書いてありますが、去年より少々伸びているようですが、もう少し詳しく、午前、午後、夜間、児童数なのか、あるいは社会人、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○農政課長（原田博明）　妙見センターと運動広場、両方でよろしいですか。――妙見センターの利用につきまして、午前、午後、夜間の詳しい区分けは今ここに持ってきておりませんので、社会人と児童、子供の利用ということで説明をさせていただきます。

農村運動広場の平成30年度の利用団体数が258団体でございます。このうち社会人67団体、学生191団体ということになっております。利用者数でいきますと社会人1,561名、学生4,415名でございます。

妙見センターの多目的ホールの利用につきましては、団体数が社会人358団体、学生73団体、利用者数は社会人4,181人、学生1,475名でございます。

○3番（上迫正幸）　関連して、妙見センターに研修室がありますよね、農産加工室とか。その人数も教えてください。

○農政課長（原田博明）　大研修室につきましては、使用団体38団体、利用者数1,361名、小研修室につきましては、使用団体81団体、利用者数623名、営農技術研修室につきましては、使用団体24団体、利用者数261名、農産加工室につきましては、使用団体104団体、利用者数436名、衛生管理室につきましては、現在使用を停止しているところでございます。

○4番（沖園強）　今、妙見センターの利用状況について、団体数と人数の報告があったんですけど、本市条例で使用料等が定められておまして、午前、午後、夜間、そしてまた児童、社会人、文化催し物に使用する場合とか、その他の場合とか、それぞれ料金体系が違うんですよね。

今、決算委員会ですから、積算根拠を審査してるわけですから、その積算根拠は歳入にかかわる問題ですから、そこは詳細に報告せんといかんですよ。条例に基づいた回数、人数ではないですから。使用料等の収入、それはもう当然拾い上げているでしょうから、歳入で入っているわけですから、そこはちゃんと報告してください。

○3番（上迫正幸）　報告書の148ページ。中ほどの被災農業者向け経営体育成支援事業とはどういった事業なのか教えてください。

○農政課長（原田博明）　平成30年9月30日から10月1日にかけて襲来した台風第24号の風雨等の影響で、被害を受けた農業者に対して農業施設の復旧に向けた支援をした事業でございます。

○3番（上迫正幸）　それで、支援を受けた方はどのような方だったわけですか。

○農政課長（原田博明）　農業用ハウスの復旧という内容でございまして、4経営体でございませう。花卉ハウス6棟でございます。

○3番（上迫正幸）　最後に、その下の農業・農村活性化推進施設等整備事業も説明をお願いいたします。

○農政課長（原田博明）　この事業は、かごしま食と農の基本方針に掲げた重点施策の実現に向けて、緊急かつ優先的な分野への重点化を図り、農業・農村の活性化に資する施設等の整備を図る取り組みに対する事業でございます。

内容といたしましては、簡易選果システム、これはデコポンの品質管理体制の整備を取り組むということで選果能力の向上により、出荷ピーク時でも出荷が可能な選果体制を構築し、早期販売による収益性向上を図ることを目的としております。あわせて、一定の品質基準を満たしたデコポンの商標での出荷に取り組むということで導入した施設でございます。

この事業は、南さつま市、枕崎市、南九州市の3市で補助をしております。事業主体につきましては、JA南さつまでございます。

○10番（下竹芳郎） 報告書の157ページの消費者行政推進費なんですけど、これが29年度決算より若干減ってるんですけど、その要因を教えてください。

○水産商工課長（鮫島寿文） この消費者行政活性化事業につきましては、消費生活相談員を1名配置しておりますが、事業費関係では高齢者向けや消費者向けのリーフレット、パンフレットを作成しているところです。

消費生活相談員の報酬は変わりませんが、啓発のチラシ、パンフレット等の作成費用が若干減少したということでもあります。

○10番（下竹芳郎） 消費生活センターに品物が本物と違ってるという相談があるんですけど、ほかには相談がありますか。それと去年の件数と。

○水産商工課長（鮫島寿文） 30年度の件数につきましては、77件相談を受け付けております。

その内容につきましては、安全衛生の関係、商品の品質、機能、そういったものについての相談、あと一番多いのが契約です。クーリングオフとか、その関係が一番多くて45件、半数以上を契約関係が占めております。その他、お店の接客対応が悪かったとか、そういったことも相談として受け付けているところです。

○10番（下竹芳郎） 高齢者の方の相談が多いと思うんですけど、トラブルが起きないように、さっきリーフレットの枚数を減らしたと言ってたんですけど、啓発運動も活動もよろしく願います。

○2番（眞茅弘美） 被災農業者向け経営体育成支援事業の、先ほど台風24号で農業ハウスの花卉ハウス6棟に支払われたということだったんですけども、こちらは同じ方の花卉ハウス6棟でしょうか。

○農政課長（原田博明） 4経営体の方々ですので、4人に対しての助成になります。

○2番（眞茅弘美） そのハウスの被災状況なんですけども、どのような、ビニールハウスが破けたとか。

○農政課長（原田博明） ビニールの破れなどの被災になります。

○11番（永野慶一郎） ハウスの被覆、ビニールの破れたところの補助ということなんですけども、これ損害額が丸々その被覆に対してお支払いされるということですか。

○農政課長（原田博明） 補助率につきましては、国が10分の3以内、それから市が10分の1以内で補助をしております。

○11番（永野慶一郎） ということは、6割が負担ということになるわけですかね。あとビニール被覆もあるんですけども硬質プラスチックとかのハウスもあるんですけど、これは完全なビニールの被覆だけに適用されるのか。硬質プラスチックなんかも、あとガラスの温室とかもあるんですけど、全て含まれるんですか。

○農政課長（原田博明） 今回の被災はビニールの破れとかビニールが飛んでいったという被災であり、ガラスハウスとかの被災はなかったところでございます。

○11番（永野慶一郎） たまに下から風が入って、巻き上げられて骨が曲がったりとか、ずれたりとかってような被害も聞くんですけども、これも被覆だけに限らず、そういったハウスとかの被害に対してお金が支払われるということによろしいですか。

○農政課長（原田博明） 大塚の花卉ハウスの被災につきましては、この補助は市の予算を通して支援してはいますが、そのほかに市の予算を通らずに支援を受けているものもあります。

ハウスではありませんが、播種した後にすぐ台風が来て種が飛んだとか、小さな苗が倒れたという被害があり、そういう被災に対してキャベツ農家4戸、ニンジン農家2戸に対しての支援も行ったところがございます。この支援につきましては、市の予算を通してないことから決算書には載ってないところです。

○11番（永野慶一郎） 今、市の予算を通してない部分もあると、そういったのもあるという

ことなんですけども、ハウスの被害が6棟あったということなんですけど、これ知らない農家の人もいらっしゃるんじゃないかと。そんなもんですか、被害件数って。

○農政課長（原田博明） 生産者団体に紹介してますので、主にその大塚の花卉生産者組合とか、鹿籠の生産者組合の方々には市から連絡してますし、JAからもこういう事業があるということを知ってますので、知らなかったという方はいなかったんじゃないかと認識しております。

○11番（永野慶一郎） 6棟で60万ぐらいの支援になってるので、そんな被害が大きくなければ支援の申請もしない人も多いのかなと感じてるんですけど、一応、漏れはないと。そういうような認識でよろしいでしょうか。

○農政課長（原田博明） 11番委員がおっしゃるように、報告するまでもない災害もあると思いますので、そういったところも十分把握できるような体制をとっていきたいと思います。

○13番（清水和弘） 報告書の157ページ。企業誘致費なんですけど、ここに企業訪問等経費とありますけど、この訪問した地域ですね、それと件数、どのぐらいだったんでしょう。

○企画調整課参事（堂原耕一） お尋ねの企業誘致費の企業訪問等経費15万4,119円ですが、これは主に旅費が占めておりまして、その旅費と申しますのは、平成30年度におきましては、県の企業誘致推進協議会が実施いたしました東京地区での企業立地懇話会に担当職員2名が参加しております。旅費が2人分、2泊3日で行っておりまして、14万2,520円となっております。これが主な経費となっております。

○13番（清水和弘） 2泊3日ということなんですけど、ここで対応した企業とかはわからないの。何社ぐらいの方と話し合いをしたんですか。

○企画調整課参事（堂原耕一） この企業立地懇話会に参加している企業数になるんですけど、東京地区の企業78社110人の方が参加しておりました。それらの方々に対し、市長もこの懇話会には参加しておりましたので、トップセールスでアピールなどもしていただきまして、それらの会社の方々に対して枕崎市のPRはできたものと考えております。

○13番（清水和弘） そういうPRをしながらですよ、何か話がちょっと前向きなという会社があったんでしょうか。

○企画調整課参事（堂原耕一） このときに参加されておりました会社から、直接問い合わせがあったということはないんですけど、現在のところ、幾つかの会社からいろいろなお問い合わせなどはいただいているところでございます。

○13番（清水和弘） せっかくですよ、78社が参加して話を聞いたということなんだから、もうちょっとこの枕崎の活性化のためにですよ、いろんな情報開示をしてやるべきじゃないかと思うんですけど、今後はどのようなPRをしようと考えとるんですか。

○企画調整課参事（堂原耕一） まず、ホームページとかで枕崎市のPR、臨空工業団地の記載をしているところです。その充実とかは考えたいと思っております。この県の企業誘致推進協議会には、今後ずっと参加していきます。

今年度は、大阪で開催される予定となっております。そちらのほうにも担当者が参加いたしまして、枕崎市のPRをしていきたいと考えているところでございます。市長も今年度についても参加する予定でございます。

○13番（清水和弘） 参加するのはいいんですけど、要は実をとらないとだめですよ。結実するようなことをやらんことにはですよ、ただ参加参加って言うのって何もしないですよ。できれば1個でも、少しでも前向きに話が聞けるように、また聞いてくるように、そんな努力をしてほしいと思っておりますから、よろしくお願ひします。

○10番（下竹芳郎） 164ページの松之尾公園トイレ改築工事なんですけど、きのう現地確認にも行ったんですけど、新しく建って市民も気持ちよく使えると思います。トイレはでき上がったんですけど、その管理、掃除とかトイレトペーパーの補充というのはどのぐらいの頻度で行ってるん

ですか。

○建設課長（松崎信二） トイレの管理に関しましては、市民生活課で一括して枕崎清掃社に委託しております、清掃と合わせて週に3回だったと思います。

○10番（下竹芳郎） 市にある公園は、全てそういう感じなんですね。

○建設課長（松崎信二） はい、市内の都市公園は全てです。

○10番（下竹芳郎） まだ、水洗便所ではないっていう公園のトイレはあるんですか。

○建設課長（松崎信二） いや、ないです。水尻公園だけが汲み取りでしたが、この間整備しましたので、今現在は全部水洗になっております。

○4番（沖園強） 報告書の161ページ。防災・安全交付金事業、橋梁等の長寿命化修繕計画によって橋梁等の詳細がここに掲載されてるんですけど、この長寿命化修繕計画においてここに掲げてある橋梁等のほかに、まだどこがあるんですか。

○建設課長（松崎信二） 枕崎市内にかかっています橋梁は67橋ありまして、そのうち4橋が既に補修済みであります。そして、今現在、松之尾橋を補修しております、あと判定基準3の補修箇所が残っているのが、馬追橋と下園橋になります。

下園橋に関しましては、中洲川の河川改修で県の事業でかけかえをしていただけるようになっておりますので、とりあえず判定基準3の橋は馬追橋だけになりますけれども、今後は判定基準2の橋等がまだありますので、年次的にその橋等を整備、補修していきたいと思っております。

○4番（沖園強） 判定基準3は、そうすると下園橋は、県が中洲川の改修でやるということですよ、馬追橋はいつになるんですか。

○建設課長（松崎信二） 馬追橋は今、執行残を見て調整中ですけども、もしかすると今年度の事業でできるかもしれませんが、今ちょうど検討中です。

○4番（沖園強） 今現在、松之尾橋を何か工事してますよね。これは2カ年度でやる予定だったのかな、明繰がないわけですから、決算書によると。事業計画は2カ年にまたがっちゃったの。

○建設課長（松崎信二） 今年度、松之尾橋をしておりますけれども、松之尾橋は29年から整備しております、令和元年度までの3年間で、国の予算がこれだけつくとは思わなくて、当初計画では5年程度と思っておりましたけども、29年も1億程度、そして昨年も1億、ことしも1億まではいかないですけどもついておりますので、3カ年工事をしておりますが、令和元年度の工事費まで入れまして、約2億4,000円程度で完成できると思っております。

○4番（沖園強） 馬追橋は、執行残の期待感もあるということですけど、その判定基準には何橋あるんですか。

○建設課長（松崎信二） 今現在わかってるところで、30年度に調査しました仁田浦東橋、令和元年度に今調査委託をかけて補修設計してるのは4橋ありまして、そして2の判定は23橋です、今現在で。全体では3の判定が7橋、2の判定が23橋、1の判定が36橋で、合計したら66橋になると思います。これが29年度現在の判定で、30年度に仁田浦東を調査しまして、仁田浦東が判定基準2になりまして、24になるところです。

○4番（沖園強） そうすると、その判定基準2の23橋については、何年ぐらいの計画になってるんですかね。優先順位があるんでしょうけど。

○建設課長（松崎信二） 予算的な面もありますので、随時予算を見ながらしたいとは思いますが、ことし5年ごとに長寿命化で橋梁の詳細点検の再調査を補助事業でしてるんですけども、5年ごとということなので令和元年度に67橋を3年から4年かけて調査するように、一括して全橋をしますと余りにも調査費が多くなりますので、平準化させるために3年から4年かけて調査しまして、最初の調査では判定基準1だったところが2に上がったたりもしますので、その2の判定の中でも再度見直して優先順位をつけたりして、補修するようにしたいと思っております。

○委員長（禰占通男） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で労働費から土木費

までの審査を保留いたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時6分 再開

[消防費～予備費]

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

次に、消防費から予備費までの審査に入ります。

決算書の48ページから57ページまで、決算報告書の167ページから192ページまで、監査委員の審査意見書の17ページから19ページまでです。

審査をお願いいたします。

○4番（沖園強） 167ページの消防費。川辺支部負担金が前年度からすると11万ぐらいふえてるんですが、これの原因は何かな、要因は。

○消防長（中原浩二） 川辺支部負担金につきましては、2年に1回川辺支部の操法大会が実施されますので、隔年置きに負担金が増額になるということで御理解いただきたいと思います。

○9番（立石幸徳） 私は、災害ごみのことですね、最近の北部九州、佐賀県を中心とした大雨、それから対応がずっと続いている千葉県の方風なんかを見て、大変な災害ごみが出ているわけですよ。それをどうするかというのに非常に大変な作業になっていくんですけど、本市の場合もそういう事態を想定したときに、この災害ごみの置き場というものは、もう今まで何回か聞いてるんですけども、確定しているんですかね。

○市民生活課参事（日渡輝明） 災害時のごみの仮置き場については、庁内で検討をしまして候補地は選定しているところでございます。

また、今年度の予算におきまして、大規模災害時のごみ処理に関する総合的な処理計画策定の準備を進めているところでございます。

○9番（立石幸徳） 各校区ごとの災害ごみの置き場というのは、ちょっと確認の意味でどこどこになってるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 済みません、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○9番（立石幸徳） 確認だけ。総括でできるときはそのときでもいいんですが、今、確定したことは、もう市民には公表といたしましょうか、何かの形で発表はしたところですかね。

○市民生活課参事（日渡輝明） 市民への公表は、まだ特に行っていないところでございます。

○9番（立石幸徳） やはり、発表しとったほうが市民もある意味で安心感があると思うんですよ。それと本年度の事業であるといった大規模災害のどういう対応の計画ですか、もうちょっと詳しく、本年度のことですけど関連がありますから教えてくださいませんか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 現在、災害廃棄物処理計画策定事業を進めているところでございます。これにつきましては、近年の大規模災害を見ますと、災害廃棄物処理が大きな問題となっているところであり、初動体制の確立や安全、適切に運用を行うための計画を早急に策定する必要があります。こういったことから、より実効性のある災害廃棄物処理計画を策定するところでございます。

特に、本市の課題としましては、市街地が海に面しており、台風被害、高潮被害や、過去には竜巻による被害を受けた経緯もあることから、災害規模に応じた体制の確立が課題であります。

こういったことを踏まえながら、災害廃棄物処理計画策定に向けての取り組みを進めているところでございます。

○9番（立石幸徳） 当然、この処理計画は、策定が終わったら市民にちゃんとこういう計画になっているということは、広報といたしましょうか、あるいはお知らせみたいなことで対応される

わけですね。

○市民生活課参事（日渡輝明） 災害廃棄物の処理計画が策定できましたら、市民へ公表して周知に努めたいと考えております。

○12番（東君子） 報告書の178ページです。学校等維持修繕費ですね。実は桜山中学校なんですけど、この間、体育祭にも参加させていただいたんですが、保護者の方からですね、桜山中学校プールの周りのフェンスなんですけど、ぼろぼろで針金っていうか、フェンスが途切れて針金みたいに突き出て、そこを生徒が通ったりするとすごく危ないというふうに住民の方から声をいただいたんですが、こういうところは確認はされてますか。

○教委総務課長（山口美津哉） 一般質問のときにもありましたように、学校のほうからも学校安全点検報告というのが出てきてまして、こちらも状況を把握して一部損傷がひどくて、けがのおそれのあるところは修繕を行っております。

○13番（清水和弘） 187ページですね、学校保健体育費なんですけど。ここに各種検診委託料とありますけど、各種検診っていうのはどのようなものが入っとるんでしょうか。

○保健体育課長（豊留信一） この各種検診委託料は、学校保健安全法で規定されている健康診断になります。

小中学校の児童生徒、教職員の定期健診をすることになっておりまして、その種類をいいますと、児童生徒、教職員全員の尿検査、小学校1年生と中学校1年生全員を対象とした心電図検査、これには教職員も該当する方がおられます。

それから、教職員全員の結核検診、レントゲン検診、そして職員を対象とした胃がん検診、教職員を対象とした血液検査が各種検診になります。

○13番（清水和弘） 歯の検診とか、そういうのはないの。ここ今、上のほうにあるんですけど。これは全生徒が受診しとるんでしょうか。

○保健体育課長（豊留信一） 歯科検診につきましては、この学校保健体育費の学校医・学校歯科医・学校薬剤師委託料に予算を計上してありまして、それぞれのお医者さんが検診を各学校ですることになっております。

○13番（清水和弘） 各種検診の受診状況というのは、全生徒がやるんですか。

○保健体育課長（豊留信一） 全児童生徒を対象といたします。それと教職員もですね。教職員の場合は、個別に人間ドックとか受けられる方は除外されますから、それ以外の方は全員受けることになります。

○13番（清水和弘） 全生徒を対象ということですけど、全生徒が受診しとるんでしょうか。その結果は、どのような状況なんですか。

○保健体育課長（豊留信一） 検診は全生徒が受診しますが、その受診日に都合等で受診できない場合もあります、数名ですけれども。その方については、再度受診をするように呼びかけをして検診を受けていただいております。検診結果については、それぞれということになっております。

○13番（清水和弘） 今の言葉を聞いたらですよ、枕崎市内の小中学校の生徒は、全部健康体であるというふうな判断でいいんでしょうか。

○保健体育課長（豊留信一） 全児童生徒が検診を受けますが、その中には、やはり検診で異常が見られる児童生徒もおります。その方々は、個別にまた精密な診察、検診を受けていただくことになっております。

○13番（清水和弘） 歯の治療もするようになってるけど、歯の悪い子供たちちゅうのは、全校生徒に占める割合はどうですか。少ないですか、多いですか。

○保健体育課長（豊留信一） 各学校で虫歯の治療率を出しております。今、そのデータを持ってきておりませんので、後でお知らせしたいと思いますが、各学校とも治療率については、それ

ぞれ出ているところです。

○13番（清水和弘） 今、体のことだったけど、今度は心の問題ですけど。心の問題のある生徒は、今のところはいないんですか。

○学校教育課長（益満裕美） 御質問の意味をもう一度お願いします。心の問題とは。

○13番（清水和弘） 私が言いたいのは、あんまり言いたくはないんですけど、いじめとかですよ、生徒間の。それとか家庭内でのトラブルとかあったりすると思うんですよ。言いたくないかもしれないけど。そういうのは発生してるんでしょうか。

○学校教育課長（益満裕美） いじめとか、そういうものについては、認知をするように学校にも呼びかけております。数件ございますけれども、今の状況の中では、各学校の中で対応して解決している状況であります。

○13番（清水和弘） そういうことによって、欠席するとかいう状況にはないんですか。

○学校教育課長（益満裕美） いじめによってということではないんですけれども、いろいろな要因で欠席する子供たちは中にはいます。

○13番（清水和弘） そういう場合は、枕崎の場合はいろんなケアの先生もおると思うんですけど、親御さんに対しては先生たちが出向いて話をしたり、会話なりしとるんでしょうか。心のケアっていうんですかね。

○学校教育課長（益満裕美） 基本的には学級には担任がおりますので、担任の先生が相談に乗ったりすることもあるんですけども、その中で解決できない場合には、スクールカウンセラーに相談する形で対応を行ったり、あるいはスクールソーシャルワーカーも配置しておりますので、そこで各関係機関と連携をとりながら解決していくという手順を踏んでおります。

○12番（東君子） 教職員の健康診断の中にですね、例えばアルコール依存症とか、薬物検査、こういうものは行われないんでしょうか。

○保健体育課長（豊留信一） 検診項目には、そういったものはございません。ただ、尿検査でありますとか、血液検査とかあります。

○12番（東君子） 今、薬物なんかも、もうほんとに手軽に手に入る時代です。覚醒剤だけではなくて、それに似たような反応を示す大麻だったり、エクスタシーだったり、いろんなものが出回って簡単に手に入ってるんですよ。

ですから、こういうのも時々、年に1回でも抜き打ちの検査、そして本人はアルコール依存症とっていないかもしれないですけども、毎日のように晩酌をされる方もビールを大きな缶で4本以上とかですね、次の日も抜け切れない人とかいらっしやると思うんですよ。

ですから、こういうのは前もって検査をするって言ったら、やってる方っていうのは準備をされると思うので、ぜひ項目にですね、抜き打ちで年に1回ぐらいやられたらいかがでしょうか。

○教育長（丸山屋敏） 薬物とかアルコール依存症というのは特殊なものです。学校に来て、例えばアルコール依存症の職員というのは、もう明らかにわかりますので、日常生活で観察しております。特段、この検査をしなければわからないということはないんです。

ただ、一昨年、離島のほうで薬物依存の職員がおりまして懲戒免職になりましたけれども、その職員はもう常日ごろから、やはりおかしかったんだけど、なかなか校長が気づかなかったとか言い出せなかったということで、後で報告があつて、それで懲戒免職になったんです。

ですから、薬物依存とかアルコール依存症というのは、極めて特殊な病気でありますので、これについては定期的に検診すると時間的なこともあるし、費用もありますので、日常の観察とかでやっていくことになるかと思えます。

○9番（立石幸徳） 私は、この少年の船、報告の185ページなんですけど。30年度は、天候不良で176名申し込みがあつたけど中止になったと。今年度はどうなつてたんですかね。

○生涯学習課長（末永俊英） 今年度も30年度と一緒に、天候不良でフェリーみしまが運航を

できないということで、やむを得ず中止となりました。参加予定人員は、今年度も171名の予定でございました。

○9番（立石幸徳） 予定ちゅうか、2年連続中止になってるんですけど、その少年の船の計画といひましようか、内容はどういうことをされるようになってるんですかね。

○生涯学習課長（末永俊英） まず、黒島流れについての慰霊が一つございます。これが一番主でございます。島民との交流、それと黒島の小中学生との交流、これは市内からこの行事に参加される子供育成会の小学生、中学生ということで、今年度で申しますと、子供育成会の人たちが74名、それから中学生が51名ということで予定されておりました。

○9番（立石幸徳） 黒島のほうでいろいろ慰霊をする、向こうの人たちと交流ちゅうことなんですけど、元市長がつくられた白衣観音像っていう大きな像があるんですけど、これは今どのようになっているというふうに認識ちゅうか、わかっておられるんですか。

○生涯学習課長（末永俊英） この慰霊もございますので、まずは海上慰霊をした後、上陸した後、それぞれ島民との交流のほか、その白衣観音像がある塩手鼻へ行く人たちと分かれまして、そちらがちょっと遠いもんですから、市のマイクロバスでそこまで案内しているところです。

私どもも平成29年以来、行っておりませんが、その時点で、大分中の鉄筋に、コンクリートの塑像でございますし、場所も非常に風の強い場所であるということで、傷みがそれなりに出てきているということで、できれば早く修復をしたほうがいいのではないかと黒島側からも言われているところでございます。

○9番（立石幸徳） 今、課長が言われているように、私も数年前ですね、個人的に三島の方から、あの像が相当傷みがきてるんですけど、ただ当然、元市長が個人的につくられた像であるから、行政のほうはどう対応できるかっていうのは、またいろいろ検討しなけりゃならないと思うんですけど、これをまた行政の予算でな、何か対応するのもしようかというふうになるのか。

ただ、その傷みがきたまんま、そのまんま放置といひましようか、もう成り行きに任せるといふこともおかしいような気がしているんですけど、その辺の検討ちゅうのは何かなされているんですか。

○生涯学習課長（末永俊英） 生涯学習課で、具体的にどうこうするということは、今まで検討したことはございません。ただ、水産加工組合とか、そういうところに何とか発起人という形で、水産団体とか、そういう方たちに呼びかけをしてもらえないかという話は持ってっております。

○9番（立石幸徳） その話を持っていったのは、いつごろのことですか。

○生涯学習課長（末永俊英） 私が、加工組合に話をしたのはもう一昨年ですね、この行事が中止になったところに話をしたと記憶しております。

○9番（立石幸徳） やはり、その枕崎ももちろんそうだし、ただ三島のほうも何とか早く手を打ってもらわんと三島側も困るといひましようか、そういう思いがあるわけですね。

だから、2年ぐらい前に言って、まだ実現もしないちゅうことになれば、一旦、ああいうものは傷みだすと、相当劣化が加速っていいましようか、早まっていくと思うんですけどね。この辺については何度も言うように、行政の持ち物じゃないんですけど、何かやっぱり交流をする際にもいろんな形で、これは非常に大事なもんだと思うんですけどね。そういう意味で、何か対応策という意味では、これは副市長のほうに一言お尋ねしておきたいと思ひます。

○副市長（小泉智資） 今後の関係者といひますか、市民有志の方を含めまして検討していくことかと思ひます。

○11番（永野慶一郎） 教育費のところですね、この説明書を見るとところどころに豊かな心を持った児童を育てるとか、青少年の育成の件で豊かな情操を持ち、心身ともに健全な青少年育成を図るためにということである事業されておりますが、昨年度は代表的なのが、そういった豊かな心を持った児童とか生徒を育てるため、教育環境をつくるためにですね、学校の施設

整備の実現に努めるということで、空調の整備工事の設計業務委託がなされております。

今年度から工事に取りかかってですね、先日小学校を所管事務調査で見てまいりましたところ、機器自体はもうついておりました。

豊かな心を持った子供を育てるという意味でですね、環境はエアコンを入れたりだとか、大分整ってきていると、じゃあ後どうしますかということですけど、私、一般質問でもちょっと道德について質問をしたんですけども、そういった設備を整えたんですが、ちょっと一般質問のときに聞き忘れてたんですが、私たち大人にもですね、詭弁を弄したり、御都合主義の人間も多いわけですね。そういった心豊かな子供を育てると、大人になる過程でですね、御都合主義だったりとか、そういった人間形成がなされていくパターンもあるのかなとは思いますが、これ私の考えなんですけども、やっぱり子供のときのそういった親であったり、学校の教育であったりとかですね、そういったふうに育て、そういった大人にならないような教育って大事なのかなって思うんですが、今後もこの道德の教育を含めてですね、信念を持った頑固な子供、大人にならない信念を持ったですね。頑固とはまたちょっと信念と違うと思うんですけども、そういった人間形成をしていく上で、これから大事なことは何になってくるのかなと。教育長にお聞きしたいんですがよろしいでしょうか。

○教育長（丸山屋敏） 信念を持った子供たちを育てるということになるとなかなか難しいんですが、私は今の子供たちが昭和20年代に育った団塊の世代と決定的に違うのは感謝する気持ち。なぜかという、物が豊かになって与えられるのはもう当たり前だと思っている。

例えば、この前もある議員と体育大会のときお話をしたんですが、私は1949年、昭和24年生まれなんです。教科書をもらってない世代、恐らくこの中で教科書をもらってない世代は数人しかいないと思います。多くの皆さんが教科書を無償でもらってると思います。

私たちの時代は無償配布じゃなかったもので、先輩のところにもらいに行ったり、そういうことで、学校に行って物を大事にするということのみずから学んだんです、先ほどの話をしますと感謝をする気持ちが薄くなった。

それから、信念を持って何かをするということについては、やはり今は我慢をする、この教育がなされていないと思います。

学校で、漢字で天職と書かせたらどんな字を書いたかという、我々の時代は天から与えられた職と書きます。今の子供たちは転職、自転車の転じゃないけど、くるくるくるくる仕事を変えていく転職と書いたんです。

それは何かというと、団塊の世代は仕事に自分を合わせた。今の世代は自分に仕事を合わせる。それでも今の時代は回っていくんです。なぜかという、私たちの世代は仕事を変えると落ちつきのないやつだとか、あるいはこの子は尻の据らん子供だといって、それは悪い意味でとられた。

今は、くるくる仕事を変わっていくことは、必ずしもそうじゃなくて、あるところに自分に適合したところ、才能のあるところに仕事がついていくという、そういう社会の風土も環境もあるんです。だから、信念を持っていくということは、やはり道德の、今、授業はありますよ。そのことで心の教育をしていながら体験をして、汗を流して、そして自分なりの生き方を認めていくことだと私は思っています。

○11番（永野慶一郎） この決算書のほうにもですね、まず子供たちのためにそういった設備もつくと、充実に努めるとあります。あとはソフト面といえればいいのかな、ハード面はもう充実してきているので、そういったところのですね、枕崎の子供はほかの子供とは違うよと、本当にちゃんと自分を主張もできて人の言うことも聞けますよと、そういったですね、教育っていいですか、子供たちがふえるような取り組みをしていただきたいと、なかなか皆が皆そうなるのは不可能かもしれませんが、そういった子供たちが多い枕崎市にしていきたいなどお願いをしておきます。

○13番（清水和弘） 184ページの南溟館のことで、一番下に枕崎国際芸術賞展開催準備経費400万ちょっとを書いとるんですけど、今、この入館状況というのはどういうふうな状況にあるんですか。

○文化課長（中嶋章浩） 7月21日から始まりました国際芸術賞展が一昨日、9月16日で終了しました。58日間の枕崎国際芸術賞展の入館者数は4,477人でした。

○13番（清水和弘） これ、小、中、大人とした場合、どのような状況ですか。

○文化課長（中嶋章浩） 大人の入館者数が2,271人、高校、大学生が49人、中学生以下が1,327人、あと招待者とか、そういった人数を合わせまして、先ほど申しました4,477人となります。

○13番（清水和弘） 1回展の国際芸術賞展と比較した場合、どうなんですか。

○文化課長（中嶋章浩） 第1回展、3年前に開催されました枕崎国際芸術賞展につきましては、来場者数が5,875人で、南溟館に入館しました入館者数は4,657人で、先ほど申し上げました入館者数よりもマイナス180人となっております。

○13番（清水和弘） この第1回目、私は今回、2回目なんですけど、今回一生懸命頑張っていると思うんですけどね、1回展のとき200名程度多いんですけど、これまでの風の芸術展による影響が大きかったと私は鹿児島市内から来とる来館者に聞いたんですけど、そのような状況は考えられないですか。200人今回は少ないんだけど、私が言いたいのは今回の4,477人、これは本当に国際芸術賞展を見に来た人じゃないかなと思うて今質問しとるわけ。

○文化課長（中嶋章浩） そこまでの分析は今からです。入館者にアンケートをとりましたので、分析して、また各団体ですね、文化協会の団体とか、県の美術協会とか、そういったところに話を聞いて分析していきたいと考えております。

○13番（清水和弘） 私は、今まで今回の入館者数、気にするか言うたらですね、次に生かす数字であると思うんですよ。

1回展のときは本当、ただ風の芸術展の続きでしたっていうのを私も聞いとるもんですからね、今回の数字は国際芸術賞展を本当に見に来た人なんだろうなと思ってですね、この数字を次に生かすためにはどのような計画が必要だと思ってますか。

○文化課長（中嶋章浩） 次に生かす方法としては、先ほども申しましたが、分析が大切だと考えております。

今、考える中では、やはり2つあるかと思いますが、広報宣伝の方法、アートに対する魅力の発信、この2つを今後どのようにしていくか考えていけないと思っております。

例えば、広報宣伝の方法といたしましては、前回同様に広報宣伝はしてきたと考えております。県内の報道関係にも後援していただいたり、新聞紙上でも取り扱っていただいたり、そういったところでは非常にうまく連携できたと思います。

ただ、宣伝の手法をもっと考えていけないと思っております。時の時代の流れ、デジタルマーケティングによる戦略、これをもっと早い時期に調整して計画的に打っていかねばならないと反省はしております。

例えば、今現在ありますフェイスブック、インスタグラム、ツイッターなどのソーシャルネットワーク、SNSと言われるものなんですけれども、そういったプロモーションを効果的に活用しなければならぬと考えてます。

あと魅力の発信というところで、アートだけではなかなか人を呼び込めない、そういうところも十分実感したところであります。そして、南溟館まで足を運んでいただく手法も今後考えていかなければいけない。先ほど申しました時代に即した情報発信だと考えております。

○13番（清水和弘） 今回、私は今までとびっくりしたのは広報宣伝、これはすごく頑張っているなというのを感じたんですよ。だから、この広報宣伝活動というのをもっと幅広く、今SNS

とかいろいろ言われましたけどね、こういう媒体を使って、今後ますますこの国際芸術賞展になるのかどうかわかりませんが、これは継続できるようにですね、頑張ってください、これはもうお願いしておきます。

○7番（豊留榮子） 報告書の173ページ。教育費の小学校と中学校の部分についてなんですけれども、就学援助費については、ここに援助費の額は出てるんですけども、利用者の数がわかってたら教えてください。

○学校教育課長（益満裕美） 小学校の対象者を申し上げます。準要保護者が156人、要保護者が8人となっております。続いて中学校は、準要保護者が96人、要保護者が7人となっております。

○7番（豊留榮子） 全体の数はわかったんですが、これは新入学児童の学用品費とか修学旅行費、それぞれ人数は違うんですか。

○学校教育課長（益満裕美） それぞれ違います。

○7番（豊留榮子） 面倒ですけど、それぞれ教えてください。時間がかかるようでしたら総括のところで結構です。

○学校教育課長（益満裕美） 小学校は、要保護、準要保護合わせて30人です。中学校は、要保護、準要保護合わせて47名ですが、別府中学校だけは修学旅行は3年生で行きますので、人数が変わってきますので42名になります。

○7番（豊留榮子） 例えば、この就学援助費を利用されている御家庭ですね。これは、今、文書が回ってきて、それぞれが文書もいただいて申請したい人は自分で申請できるというふうな形になってると聞いたんですが、それは周りの方にも知られることなく申請できるということでしょうか。

○学校教育課長（益満裕美） はい、そのような形で学校も取り扱っております。

○7番（豊留榮子） もう一つお聞きしたいのは、この修学旅行なんですけれども、この修学旅行に行かれない子供はいましたか。

○学校教育課長（益満裕美） 病気とかそのようなところで欠席をした子供たちはいたようです。

○7番（豊留榮子） 行きたくないから、病気になったとか、そういうことじゃなくって、本当に病気で行かれなかったということですね。

○学校教育課長（益満裕美） そのように聞いております。

○7番（豊留榮子） この就学援助も私も何度か一般質問でいろいろ聞いてきたんですけども、入学準備金ですね、これは事前に支給できるようになったということでもいいことなんですけれども、例えばもっとほかにも、親が借金しなくてもいいように事前に振り込まれるような手だてを本年度からとっていただけたらと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○学校教育課長（益満裕美） 認定が、やはり年度が明けてからになりますので、こちらとしましてはできるだけ早く申請を受理していきたいと考えておりますけれども、またその辺のところの手續等については、今後研究していきたいと考えております。

○9番（立石幸徳） 先月、市議会総務文教委員会で、小学校4校いろいろ所管事務調査をしたんですけどね、その際、枕崎小学校の校庭がですね、ガラスの小さな破片があって、私なんかもものの何分しかいないけど、5個も6個もそのガラスを拾うような状況でな、そして先日、また中学校の運動会があったんで、枕小の校長先生とか、枕小の関係者の方とも中学校の運動会を見ながら話をしとったら、何であんなことが、校庭にそんなガラスとか、校長先生の話ではお茶わんの割れたようなものもあるんですちゅうから、よく聞けば2年前に校庭を、何ていいましょうかね、土を運び入れるときに、業者がガラスとか茶わんが入ったようなものを持ち込んだと思われるちゅうんですけども、この原因は教育委員会のほうではきちっと確認なり、何が原因でそんな状況になってるっていうことはわかっておられるんですか。

○教委総務課長（山口美津哉） 枕崎小学校のグラウンドについては、所管事務調査のときに見られて確かにガラス片も、それ以前もこちらで確認はしておりますけれども、建設課とも一緒に現場を見て、29年度に200万円程度かけて整備をしているときの状況を確認しながら話はしたんですけれども、校長先生の認識がどうなのかわかりませんが、こちらは工事のときに搬入した砂にガラス片が入っていたという認識は持っておりませんで、ずっと以前に近辺には校舎も建てたようで、はっきりしたことはわかりませんが、その当時の破片とか、いろんなものが含まれているんじゃないかということで詳しく見てみますと、グラウンド周辺の、プール近辺とかにガラス片が多いところから見ますと、そういった当時の状況があったのではないかと、これは推測でしか物は言えませんけれども、はっきりしているのは29年度のときに整備した土砂の中に入っていたということではないと考えております。

○13番（清水和弘） このガラス片ですよ、自分で拾ってみてですね、断片が鋭角か丸みを帯びるとか、それで大体推測ができるんじゃないですか、その辺は鋭角になっとったですか。

○教委総務課長（山口美津哉） そんなに鋭角にはなっていると私は見てませんが、長年のことで、角がとれた形で丸みは帯びてませんが、角はとれてる感じ、拾った状況ではそういう形だろうと、私は見てますが。

○13番（清水和弘） そういう状況があったんならですよ、今後、そういう整備をするかもしれない。そういうときに、当局としては業者に指摘をする考えはないんですか。

○教委総務課長（山口美津哉） これもその後、建設課ともどういった対処法があるのか話はしたんですけれども、完全にガラス片をとるとなると、やはり表層というか、一番上から四、五十センチ以上掘って土砂をやり変えないと、抜本的なガラス片の解消にはならないんじゃないかということで、その工事をするとどのくらいかかるのか試算してみないとわからないということがありました。

○13番（清水和弘） お金ですよ、子供たちのやっぱり状況ですよ。お金どころじゃないでしょう、これ。まず子供にけがをさせないことが優先じゃないんですか、どうなんですか。

○教委総務課長（山口美津哉） 確かにおっしゃるとおりですので、今後、大がかりな工事ができるのかどうか、また協議しないといけませんけれども、まずはガラス片の危険防止策としてどういった工法、応急的にでも工法があるのか、また建設課とも協議しながらやっていかねばならないと思っています。

○13番（清水和弘） もう最後にしますけど、その品物が見つかった時点で、全校生徒にですよ、そういったガラス片を拾わすとかですよ。そういう対応は必要だったと思うんですけど、その辺についてはされてないんですか。

○教委総務課長（山口美津哉） 運動会の前に、こちらから直接指示したわけではありませんけど、通常、運動会の前に以前も昔のころもしていたと思うんですが、生徒たちにガラス片とか大きな石ころは拾わせたり、当然していただいております。

○8番（吉嶺周作） 運動会は、まだ終わってないんですよ。今月の一番最後の日曜日なので、あと10日間ぐらいあるんですけど、早急に何かいい対処方法を考えてですよ、していただきたいですよ。無事に運動会が終わるように。

○教委総務課長（山口美津哉） 私が、さっき言ったのは中学校のことで、処置はしているということでしたけども、小学校のほうもガラス片とか石ころをみんなで拾っていただいたりというのは、当然していただくと思います。

枕崎小学校について、応急的に今度の運動会までに工事というのは難しいですので、原材料費とかありますので、一番ひどいようなところは原材料で対応していくことになると思います。

○12番（東君子） 実際ですね、自分も行って説明を受けて拾ったんですけど、結構いろんな形のきれいな水色っていいですか、あれをいっぱい拾いました。そして、掘っても掘っても下か

ら出てきて、台風とかが来れば物すごい風が吹くわけですよ。そしたら、そのガラス片が今度は運動場だけではなくて、いろんなところに飛び散るわけですよ。

ですから、ちょっと思い切ってますね、これはどうにかしてあげないと、はだしでも運動ができない、やはりボールとか使うやつがバウンドして、その勢いでガラスが飛んで、例えば目に刺さるとかですね、そういうことも考えられると思うんですよ。

ですから、いろんなことが考えられますので、これは子供の安心安全には一番欠かせないので、どうにかしてあげていただきたいなと思います。

○9番（立石幸徳）　ですから、学校現場が一番わかってるわけですよ。まず、何が原因っていうか、その校庭に土を運ぶというのは、そうそうめったにあることじゃない。

校長先生の話では、間違いなく2年前に土を運んだときのその土の中にガラス片とか、いろいろお茶わんもって言っていましたからね、大きいのはもうないでしょうけども。

要は、2年前にどの業者が枕小の校庭にそういう土を入れたのか、そこからまず原因究明してですね、確かにさっきから何名かの方から出てるように、対策は対策でやらんといかんですけれども、そういう学校内にガラス破片等を含んだ土砂を持ち込むということ自体がですよ、考えられないことですよ。

さっき12番からも出たように、拾っても拾ってもあるわけですよ。そして、これはたまたま所管事務調査のとき、教頭先生がこんなことなんですよということでやった話だけど、かねてといいましょうか、子供たちにもやる中で、もうはっきり言って拾いきれないぐらいのそういうものが散らばってるんだなと思わざるを得ないですよ。

その2年前の土砂搬入っていうのは、何か原因があって、そういう事実は確認しているんですか、建設課なり、教育委員会なり。

○建設課長（松崎信二）　2年前の工事の施工方法について説明いたします。

先ほどから土の搬入ってありますけれども、砂しか持ち込んでおりません。砂ですので、ガラス片とかお茶わんとか、そういうものは入っておりません。

工事では、枕崎小学校の校庭の土は昔からいいということで、下まで何も無いということで30センチ程度、攪拌しております。

だから、その下にあったのが上に出てきている状況だと思います。それで、グラウンドの真ん中部分しか整備しておりませんので、私もこの間、プールフェンスの件で現地に行ったんですけども、全然工事をしてないところもそういう破片があります。だから昔からあったと思います。

それで今回、そういうのがあったとき、運動会ごとに中央部の周りのところは、生徒とか先生が拾ってたと思うんですけど、2年前工事をしたことによって、下のやつが上に持ち上がってきて、それで工事の完成時点では見える部分は全部とっております、石ころなんか全部。

しかし、先ほど12番委員からあった風とか雨が降ったときに、だんだん砂が飛んでいたり、流れていたりして下にあったのが、今見えてる状態だと思います。

○9番（立石幸徳）　なかなかかえって大変なことだなと思うようになったんですけど、昔あったちゅうのは、何で大体昔そういうものがあったんですか。

その2年前の工事下下のやつを攪拌していいんでしょうか、下のやつが出てきたんだっつって、大体、学校の校庭にそういうガラス破片の土が、何年前であろうと持ち込むこと自体が我々には考えられないことですよ。その2年前の工事は大体どういう工事だったの。運動場を、いわゆる水はけをよくするとか、そういう意味の工事だったんですか。

○建設課長（松崎信二）　2年前の工事としましては、生徒が運動することで土が固まってかたくなって危険性があるということで、それと水はけの問題もあって、ロータリーで二、三十センチ程度攪拌して、やわらかくして水が浸透するように工事しております。

○9番（立石幸徳）　私が言うのは、対策は対策でもう一歩大きな課題があるんですけども、

その学校の現場が、グラウンドが、何か工事をしたら下からガラスがどんどん出てくるっていうこと自体がもう異常ですよ、はっきり言って。だから、その原因が、私はそういったことをした業者がはっきりすれば、それは何らかの補償というか、請求もできるんじゃないかという気もするんですけども、それはそれで一方はあって、抜本的に完全にそういうけがとかい로운なものが起き得ないような対策ついたら、あとどうなるんですか。

○教委総務課長（山口美津哉） 私どもは専門ではありませんので建設課と、あと財政的なものもありますので関係各所と協議して、今後に向けて前向きに検討していきたいと思います。

○14番（吉松幸夫） 報告書の185ページの視聴覚ライブラリーのところをお聞きしたいと思います。

そもそも視聴覚ライブラリー室というところがありますけれども、これのちょっと説明は書いてあるんですが、この意義の説明をもう一度お願いいたします。

○生涯学習課長（末永俊英） 視聴覚ライブラリーということですので、視聴覚機器、機材、そういうのを備えて、利用者にそういうソフト機材を提供するところがございますが、市民会館内に視聴覚ライブラリー室はありますけれども、今現在そこは、そういう機材を収納している倉庫場になっておりまして、そこでそういう機材を皆さんに見せることができませんので、現在としては、それぞれ地区公民館とかで使うときに貸し出しをする、あるいは県の視聴覚ライブラリーから借りてきて、地区公民館で使う場合の注文を事前に聞いた上で視聴覚機材を提供して、市民に映像のいろいろな視聴というか、そういうサービスをしているところでございます。

○14番（吉松幸夫） まさしくそうなんですね。この説明にも書いてあるとおりに、学校教育並びに社会教育の向上のために利用促進を図るということでもあります。

私たちのところもですね、年に1回、視聴覚ライブラリー室からですね、ビデオを借りて、子供たちのために六月灯とかで利用させていただいております。

これまでも十四、五年そういう形で利用させてもらったんですけども、今回、またビデオを借りにいこうと思ったときにですね、今まであった子供向けのDVDは一つもありませんでした。かわりに学校教育関係のものに偏っておりましたので、これはどういうことかお尋ねいたします。

○生涯学習課長（末永俊英） 基本的に、DVDにおきましては廃棄という部分がございますので、私が知る限りでは、ほかのところが利用していたか、それが戻ってきてない状況ではなかったのかなと思います。

○14番（吉松幸夫） 私が聞いたときには、はっきりわからないというような説明だったので、去年はあったのに、ことし借りに行ったときごっそりなかったというのもちょっと不思議な話で、その辺の説明をもうちょっと詳しくお願いします。

○生涯学習課長（末永俊英） なくなっているという部分については、私が知る限りでは、現在は承知しておりませんので、もう少し担当職員に詳しく聞いた上で、総括のときにお答えしたいと思います。

○14番（吉松幸夫） 先ほど生涯学習課長からのお答えもありましたとおり、機材とか新しくなって非常に充実しております。

視聴覚室のDVDはいろんなのがあって、この社会教育のためにはですね、いろんな分野の材料が必要かと思っておりますので、その辺をくまなく充当できるようにお願いいたします。

○生涯学習課長（末永俊英） ただいま公民館係長に確認したところ、去年、吉松委員が借りに来たときあった教材は県から借りてきた品物だったと。もう県に返却していたためにそのときはなかったと。

それで、例えば子供を対象にしたこういうものを見せたいんだがという要望があれば、事前に言っていただければ、県から幾らでも借りてこれますので、そのようにしていただけないかということなんです。

○9番（立石幸徳） この視聴覚ライブラリーの件で、私はもう大分以前からいろいろ意見は言っていて、最近では何回言っても前進が見られないので、もう発言は控えているような状況なんですけど、先ほど言われましたように、この本市の視聴覚ライブラリー、私はちょっと辛辣な物言いをするんですけど、あれははっきり言って機材とか、いろんなDVD、そういうものの倉庫だと私は言ってるんですよ。

そして、借りに行ってみるとか何とかち言いますけどね、大半の市が、全部とは言いませんが、この南薩近辺でも図書館の中にちゃんと視聴覚ライブラリー用の装置とか、いろんなものが備えてあって、図書館で申し込みをすれば、個人的にもいろんな絵本のDVDとか、いろんなものが見られるようになってるんですね。

それを、ちょっと覚えてないですけども、恐らく七、八年前ぐらいだったと思うんですけど、議会で発言したらたまたま南九州市知覧町の図書館に本市の職員が来てて、私も鉢合わせをして、議会で言われたんで知覧の図書館のライブラリーの状況を見に来たと言われてましたけどね。

もうそれ以降、まだ本市は枕崎の図書館に、そういう視聴覚ライブラリーを設置するようなスペースあるいは予算的なものが確保できないので、取り組んでいないんだろうと思うんですけども、今、枕崎がやってるような視聴覚ライブラリーのあり方というのは私は本当に好ましいことでもない。

そして、なぜ図書館の中に他市が取り組んでいるようなああいう視聴覚ライブラリーができないのかですね。これはもう簡単に言うと、予算的なものだというふうに捉えればいいんですかね、どうなんですかね。

○文化課長（中嶋章浩） 市立図書館につきましては、今、来年度に向けてリニューアルする形で検討しております。

ただ、視聴覚ライブラリーをどのような形で考えているかというのは今検討段階であります。蔵書している図書館の視聴覚といえるものはCDブック、これしかございません。数にして148冊のCDしかございません。そういった充実等も今後検討していくことになってくるのじゃないかと考えております。

○9番（立石幸徳） 今、いろんな情報機器がありますので、確かに個人的にいろんなそういう映像でもって学習をする、あるいはパソコンを使う、何を使うのできるものもあると思うんですけど、図書館内でこの視聴覚ライブラリーっていうものを使って、いろいろそういう学力向上にもつながる、あるいはそういう動画、絵本の部分もあるしですね、そういうものを家族で図書館に来て見ながら、いろいろと情操教育を図るとか、いろんなものはできると思うんですけども、本市の場合は検索機までもまだ備わっていない。

相当、図書館自体が、そういう意味で他市に私は1周どころか2周、3周おくらしているようなことを感じて仕方がないんですよ。

ですから、そういう意味では、その視聴覚ライブラリーのあり方というものも、あした、あさってということじゃないですけども、やっぱり目指すべきその視聴覚ライブラリーっていうものは、きちっとやっぱり備えとっていただきたいと思えますね。これは要望をしておきます。

○10番（下竹芳郎） 174ページと177ページの特別支援教育支援員事業なんですけど、これが前年度より小中とも減額されているっていうのを教えてください。

○学校教育課長（益満裕美） 特別支援教育支援員事業につきましては、支援員の数自体は変わっておりません。ただ、配置の状況が変わっておりますので、交通費とか、その辺のところ若干変わってきている部分があると思えます。

○10番（下竹芳郎） 前年と一緒の数ということですが、支援員の数は小中何人ですか。

○学校教育課長（益満裕美） 済みません、訂正いたします。

平成29年度に比べて、平成30年度の支援員の数は減っておりますので、その関係で事業費が

減少してる状況です。

○10番（下竹芳郎） その人数を教えてもらっていいですか。

○学校教育課長（益満裕美） 平成30年度の小中学校の配置は18名となっております。小学校が12名、中学校が6名という状況です。

○10番（下竹芳郎） それで、特別支援が必要とする児童生徒の数がわかれば教えてください。

○学校教育課長（益満裕美） 小学校が29名、中学校が32名、合計61名という状況です。

○10番（下竹芳郎） これは、前年度より増減はどうなんですか。

○学校教育課長（益満裕美） 前年度の資料を持ち合わせておりません。

○10番（下竹芳郎） こういう子供たちは、デリケートな気持ちを持った子供たちなんで、先生、指導員でフォローをお願いします。

○12番（東君子） ページ数が185、ライブラリーの下の青少年育成費です。これの電話相談・心の悩み110番、親子関係など青少年や保護者の悩みの相談とありますが、実際どれぐらいの人数の方が相談をされたんでしょうか。

○生涯学習課長（末永俊英） 平成30年度におきましては、ゼロ件でございます。ここに掲げてあります決算額は、この電話相談用のフリーダイヤルの電話設置に伴う役務費でございます。

○12番（東君子） 相談件数はゼロ、誰もいない。

○生涯学習課長（末永俊英） 30年度はゼロ、29年度は1件あったと聞いております。

○12番（東君子） 数の少なさにびっくりなんですけど、もう本当に私的なことなんですけども、長男、次男のお友達がですね、2桁もう私も葬儀に出ています。

もう本当にですね、ゼロ件っていうのは、はなからこれを当てにしていなくていいっていうか、電話をしたところでどうなるんだろうっていう感じで、多分、子供たちはそういう感覚じゃないのかなと思うんですよ。この電話相談に当たる方って、どういう方なんですか。

○生涯学習課長（末永俊英） 以前、教職員だった退職者でございます。

○12番（東君子） やはり電話をする内容によってはですね、軽いものから死に至るまで、さまざまな内容があると思うんですね。

もし、今後ですね、そういう電話がかかってきたときには、受けるほうは軽い感じの相談なのかなっていうふうに捉えずに、せっぱ詰まった、もう自分の対応でどうなるんだろうかっていうぐらいの危機感を持って当たっていただきたいなと思います。

あと勉強会も頻繁に行われて、もっとですね、アピールではないですけど、ここにとにかく何かある、悩み事があったら電話をしてくださいっていうこちらからのアピールっていうのも、とっても大事じゃないかなと思いました。

○教育長（丸山屋敏） 委員が言われましたように、私どものPRも足りなかったと思いますが、私どもが学校を通して児童生徒、保護者に案内をしているのは、県教委の総合教育センターにプロの相談員がおりまして、そこに電話をしてくださいとか、あるいは県教委の学校教育課にもありまして、そこに相談がいったら枕崎のほうにマル秘でこういう相談がありましたよと連絡が来るんです。

委員が言われましたように、生涯学習課に置いてるこの110番は、そういう意味からはPRが足りなかったのかなと思います。そしてまた、あわせて相談員も県の総合教育センターには数名、プロの心理学を学んだ先生方もおられますので、その辺のところの心のケアもあるのかなと思っています。

今、貴重な御意見をいただきましたので、次年度はそういったことも改善しながら、やっていきたいと思っております。

○12番（東君子） 期待してますので、ぜひ教育に力を入れていただきたいなと思います。

○13番（清水和弘） 177ページの教育振興費なんですけど、ここに外国青年招致事業とあるん

ですけど、今現在、枕崎に住んでる外国人ちゅうのは、たしか四百三十何名おると思うんですね。国別には18カ国ぐらいおるのかな、英語圏は少ないと思うんですけど。これからの子供たちにですね、外国人と親しめれるような教育も必要になってくるんじゃないかと思うんですね、こうして外国人が多くなるちゅうことは。

その辺について、教育委員会としては子供たちの外国語に対する教育とか、何かそういうのは考えていますか。

○学校教育課長（益満裕美） ALTは今、本年度1名配置させていただいているんですけども、これを今どうこうということでは検討していないところですが、英語補助員という形で、昨年度が1名だったのをもう1名増加して2名配置するというところで、外国語教育の充実を図ろうという形で対応は行っているところでございます。

○13番（清水和弘） 我々の時代のことを言ったら笑うかもしれないですけど、我々はこのテストのための英語を勉強しとったんですね。

しかし、今は違うと思うんですよ。ボディランゲージですよ、今の時代は。だから、そういう方向で、まず外国語に親しませる教育の仕方ちゅうのは私は大事じゃないかと思うんですけど、テストもいいかもしれないけど、まず親しむこと。そのような外国語教育ちゅうのは考えてないんですか。どのような対応をしようと考えてますか。

○学校教育課長（益満裕美） 今申し上げました英語補助員以外にも、ことしは桜山中学校に県から英語加配教員を配置させていただきまして、桜山小学校、枕崎小学校に外国語活動の時間、そして外国語の時間に担任と一緒に、その桜山中学校の英語加配教員が授業を行っております。あと英語補助員の活用についても、原則その英語の授業であったりとか、外国語活動の時間には毎時間入って、活動を充実させるという形では行っているところです。

○教育長（丸山屋敏） 今のに少し補足しますと、委員が言われましたように、今の英語は話す、聞くを中心にした英語なんです。そして、小学校3年生から英語活動になっていて、話す、聞くということを中心にしてやってるんです。だから、今委員が言われたとおりの英語教育については進めているところです。

それと、先ほど枕崎に四百数名の外国の方がおられると言われましたが、今度の全国学力・学習状況調査の中で、私ども枕崎の一番の悩みが英語なんです。ほかの教科は、全部県平均を上回ったんですが、英語は県と同じだったんです。それで、全国平均から3ポイント低かったんです。

そのことについて、私のほうでも南薩教育事務所、そこにも英語指導員がいないんです。それから、南薩地区の校長、教頭の中にも英語の免許所有者がいないんです。それで、私どもは英語の先生を指導者としてお願いするに当たっては、先ほど言いました県の総合教育センターに指導主事がおりまして、そこからお願いしてるんですが、そこにも1人しかいませんので、その指導主事がほかの業務があれば枕崎に来ていただけないという、そういう苦しい事情があるんです。

それを今、来年からどうしようかといういろいろ考えているんですが、一つは全国学力・学習状況調査で英語がよかったところ、これは東京都を中心とした首都圏なんです。それはなぜかといったら、そこに外国の人がたくさんいて外国語に親しむという環境があるということなんです。そういうことを何か枕崎でできないものか今考えているんですが、なかなかいい案がなくて、今後また次年度に向けて、そうしたところをお願いに行ける場所があったら行って、話す、聞くという、委員が言われた学習に取り組むようにしていきたいと思っています。

○13番（清水和弘） 鹿児島県内19市の中で、鹿児島に次いで枕崎が一番この外国人が多いわけなんですよ。だから、その外国人と接する機会も子供たちも多いと思うからですね、英語圏じゃないと思うんですけど、やっぱりそういう環境づくり、雰囲気づくりというのは大事だからですね、今、教育長が言われましたことを本当、よろしくお願いします。

○4番（沖園強） 報告書の178ページと決算書の52ページで中学校費の部分なんですけど、学

校設備費で繰越明許費が3,500万程度出てるんですが、これは空調設備はわかるんですけど、この需用費を繰越明許したのは何なのかな。

○教育委員会総務課長（山口美津哉） これは交付金対象事業の事務費ですけれども、当然事務費のほうも工事が翌年度に繰り越しですので翌年度に繰り越すと。

○4番（沖園強） 交付金事業の事務費ということですね。決算報告書の188ページの学校給食センター費の中で、配食数等は前年度より人数も減ってるんですけど、食数も減ってるということなんですが、調理配送業務委託費が48万8,000幾らか、85万3,200円委託費が増額決算になってるんですけど、これはどういった意味かな。

○給食センター所長（豊留信一） 委託料の調理配送業務の委託料の中に、委託先の職員の賃金がありますが、その賃金が毎年最低賃金等の見直し等がありまして、賃金が上がった分の差額がその額になっているということでございます。

○4番（沖園強） 了解しました。そうすると、今度はボイラー保守点検業務委託が増額になってるのは、9万2,000円はどう上がってるんですか。

○給食センター所長（豊留信一） 済みません、ちょっと調べさせてください。

○4番（沖園強） その給食センターの配送業務は委託ですよ。その委託料のそういう賃金が上がった云々の委託契約のあり方というのはどうなってるんですか。

○給食センター所長（豊留信一） 調理配送業務の委託契約につきましては、毎年度その委託先である東洋食品と契約を締結しているところであります。履行期間は3年間となっておりますが、単年度契約としてこの履行状況に特段の問題がなく、あと本市と相手方が現契約内容に異議がない場合は、それぞれの各事業年度に係る契約を締結するという覚書を結んでおります。ただし業務委託料の額については、その都度、各年度で協議して決定しております。

○4番（沖園強） あとのボイラー保守点検は、後もってお知らせください。

○2番（眞茅弘美） 報告書の167ページ。女性消防団員研修会ってございますけども、現在女性消防団員は何名いらっしゃいますか。

○消防総務課長（松田正知） 現在、女性消防団員は12名でございます。

○2番（眞茅弘美） 女性消防団員ってということでございますけども、主にどのような活動をされておりますか。

○消防総務課長（松田正知） 活動といたしましては、訓練時の応急処置訓練とか、あと高齢者の防火指導等を行っております。

○2番（眞茅弘美） 現在12名ということでございますけども、ほかにもまだ入団募集っていうのはされてるんでしょうか。

○消防総務課長（松田正知） 現在、条例定数の260名でありますので、現在募集はしていないところでございます。

○3番（上迫正幸） 186ページのスポーツ推進委員についてですが、今枕崎のスポーツ推進委員というのは、何名いらっしゃるのか。

○保健体育課長（豊留信一） 現在、委員は15名でございます。

○3番（上迫正幸） その方々の活動内容を教えてください。

○保健体育課長（豊留信一） スポーツ推進委員は、枕崎市スポーツ推進委員に関する規則で定めてありまして、社会的信望があつて、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から教育委員会が委嘱しております。

活動内容につきましては、定例会を年10回開催しております。それから、市の体育行事であります種目別市民体育大会、マスゲーム講習会、港まつりカッター大会、市民運動会、市内一周駅伝競走大会、地区の駅伝競走大会、県下一周駅伝競走大会、かつおジョギング大会などそういったもろもろの行事の協力をお願いしております、また各校区におきましても、スポーツ指導

などの活動を行っております。

○3番（上迫正幸） 前、体育指導員と言われてた方々と一緒の仕事ですか。

○保健体育課長（豊留信一） はい、体育指導員がスポーツ推進委員へと名称を変えたところです。

○3番（上迫正幸） 前は各校区に何名、2名から3名と分かれていたと思うんですが、現在はやっぱり校区に何名かいらっしゃるのでしょうか。

○保健体育課長（豊留信一） 校区にそれぞれおまして、例えば委員が交代されるときには、そちらの校区から推薦していただくこととしております。

○3番（上迫正幸） 平均年齢はわかりますかね。

○保健体育課長（豊留信一） 平均年齢は調べておりませんが、30代の方から60代、70代の方もいらっしゃいます。

○4番（沖園強） 一つだけ教えていただきたいんですが、報告書の168ページの消防費の中の高規格救急指示料って、これどういうときに発生するもんなんですか。

○警防課長（依積田一豊） 高規格救急指示料とは、救急車内で医師の具体的な指示により、救命士が行う特定行為、点滴や気道を確保する気管挿管などを実施した場合の指示料となっております。

○4番（沖園強） 救急車両の中で、消防署員が気道確保とか、そういったことを処置すれば指示料が、これはどこに払うんですか。

○警防課長（依積田一豊） 行為は緊急救命士が行います。指示をいただいた病院に、指示料としてお金を払うシステムになっております。

○委員長（禰占通男） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で消防費から予備費までの審査を保留いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前2時50分 休憩

午後3時1分 再開

[歳入]

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

次に、歳入と一般会計全般の総括に入りたいと思います。

まず、歳入の審査に入ります。

決算書の19ページから28ページまで、決算報告書の76ページから112ページまで、監査委員の審査意見書の4ページから11ページまでです。

審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 76ページなんですけど市民税、不納欠損について説明をお願いします。

○税務課長（神園信二） 不納欠損関係につきましては、全体的にごらんをいただきますには監査意見書の5ページをごらんになってください。

中段の表に不納欠損処分の内訳ということで、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、それぞれ個人市民税につきましては77件、固定資産税につきましては154件、軽自動車につきましては42件、合計の273件ということで金額まで一覧で出しておりますので、御参照ください。

○13番（清水和弘） これは不納欠損ということだから、完全にもう税収として入らないちゅうことなんでしょう。時効ということなんですか、これ。たしか5年かなんかで時効は発生するんじゃないですか。

○税務課長（神園信二） これにつきましては、各法律の規定に基づきまして、税債権として放棄をせざるを得なかった分と、欠損ということで処理をしたものと御理解いただきたいと思っております。

○13番（清水和弘） 欠損と認める期間は、何年なんですか。

○税務課長（神園信二） 不納欠損につきましては、地方税法第15条の7第4項滞納処分の執行停止3年継続という事例、それと地方税法第15条の7第5項滞納処分の執行停止に係る即時消滅に基づくもの、それと地方税法第18条地方税の時効消滅に基づくもの、これが今、議員が言われた5年というケースであります。

このうち、本市で処理をしておりますのが、最初に説明を申し上げました地方税法第15条の7第4項滞納処分の執行停止3年継続に基づくものというケースと、地方税法第18条地方税の時効消滅に基づくもの、5年分ですね、この2つの項目について行っております。

地方税法第15条の7第5項の滞納処分の執行停止に係る即時消滅という事項で、不納欠損の事由もありますけれども、これにつきましては、なるべくこれを適用して、不納欠損処分ということは行わないという方針では臨んでいるところです。

○13番（清水和弘） 不納欠損に至るまでですよ、徴収するためのいかなる努力もすべきだったと思うんだけど、徴収するための対応をどのようなことをやってきたんですか。

○税務課長（神園信二） もうこれは税の徴収担当が日夜ということで、夜間まで臨戸訪問をして、滞納されていらっしゃる方の生活状況を観察しながら、また滞納者と生活状況のヒアリングをしながら、その生活状況の中で、滞納者の生活を壊すような徴収の仕方というのは法律で禁じられておりますから、当然に限界というものはあるわけです。

納めていただける限界というのものもあるわけですので、その辺のところのバランスを見ながら、長期にわたる場合には、納税の誓約書を取り交わして、その誓約がしっかり毎月守られているかという報告を毎月一人一人、一覧表で上げてもらっておりますけれども、大変な苦勞をしながら徴収の努力というのはやっているところです。

どうしても執行を停止してから3年とかいうところで、もう取りようがないと、生活の状況を見ると、この方々から滞納した分をいただく和生活を破壊するという状況であれば執行停止をしますので、納付能力が回復しないという場合には、3年とか5年とかで不納欠損という処分でその債権を落としていかにざるを得ない状況というところでございます。

○13番（清水和弘） 生活困窮世帯というような表現でいいわけ。

○税務課長（神園信二） 生活困窮というところもほとんどそうです。その理由につきましては、倒産、破産もございまして、先ほどの5ページをごらんになると、生活保護で担税力がないなど、収入も全部、事業所まで給料の額から滞納者が扶養していらっしゃる家族の収入状況、それと預金調査までして納付能力はないかということまで全部追跡をいたしますので、それを踏まえた上で、ないなという判断をした場合には、どうしても税徴収の執行を停止していかなければならないケースもありますので、それが長期にわたって回復しない場合には、不納欠損という形で処分をせざるを得ない。

余りにも生活状況が困窮し過ぎている、もう明日にでも破綻するなという場合には、保護の御案内ということで福祉と連携をとりながら、市民の方々の保護という形でつないでいる状況です。

○13番（清水和弘） 私は、平成23年5月に議員になったんですけど、そのころからですよ、この不納欠損額というのは似たような数字がずっと続いとるんですよ。5年間さかのぼってこの不納欠損額、教えていただけないでしょうか。

○税務課長（神園信二） 平成27年度397件、金額で2,137万6,579円、28年度354件、1,417万2,423円、29年度335件、1,251万1,230円、30年度は先ほど一覧表でごらんいただいた273件、1,121万9,239円という状況です。

○13番（清水和弘） 先ほどの課長の話は、困窮世帯に類するみたいな話ですけど、生活には困っと思うんですけどね、同じような数値が並んだるもんですからね、私はどうも担税能力はあるんだけど、ちょっと徴収にまだ甘いところがあるのかなち思たもんですからね。

○**税務課長（神園信二）** 同じような金額が並んでるんじゃないかという御指摘ではありますが、27年度が2,137万円、28年度が1,417万円、29年度が1,251万円、30年度が1,121万円ということで年々、この不納欠損が小さくなってきておりますので、これにつきましては、徴収担当の努力が数字としてあらわれてきていると私は評価をしているところです。

○**13番（清水和弘）** 課長は、そういう判断かもしれないけど、我々市民の代表としてはですね、この不納欠損をできるだけ少なくなるように努力していただきたいと、これはもう要望しときます。

○**税務課長（神園信二）** しっかりと納税いただいている方々からすると、この不納欠損というところは、お聞きになれば100%の御理解というか、そういうところはなかなかだとは思いますがけれども、法の規定でしっかりこういう規定があるわけですので、この規定を当てずにいろんなことを、無理な徴収をしていく、それを容赦しないということでは、どこまでが容赦で、どこまでが徴収努力が甘いのかという議論になるのかもしれませんが、その辺のところは、私どもも全て、先ほど紹介しましたように、給与をもらって生活していらっしゃる方でしたら、事業所へこの人にお幾ら給料を払っていらっしゃるかと調査もいたしますし、銀行預金の調査も市内に支店がある金融機関だけではなくて、いわゆる今はネットバンクですかね、自分銀行とか、何たら銀行とかありますけど、そちらのほうまで範囲を広げてやっておりますし、生命保険会社にも、この人の名前の生命保険はありませんかと全て調査をそこまでして、それぞれの御家庭ですね、生活困窮者の多くが多重債務で苦しんでいらっしゃるケースがありますので、その債権を持っている会社に、この方はあとどのくらい債務が残ってますかという調査までします。

どうしても額が大きくなったら、家とか土地とかに抵当は入ってないのかということまで調査した上で、生活を維持するのにぎりぎりのところで納税をしていただいていると、調査の結果、どうしてもこれ以上の徴収はできないという判断が続いた場合に、この不納欠損というところにつながっているわけですので、その辺のところはどうしても法的に御理解いただかざるを得ないことだというふうに理解いただければありがたいと。

徴収が甘くならないようにというのは、徴収を担当している職員も常に心がけて、またそれを管理している係長も、年度末、会計の出納の締めるときには金額を示して、あと幾ら徴収するんだぞというハッパをかけたりにながら努力しておりますので、そういう姿の結果の数字なんだということはぜひ御理解いただきたいと思えます。

○**11番（永野慶一郎）** 審査意見書の市税関係のところなんですけども、5ページで前年度と比較して減少した税目とか、ふえた税のことを書いてるんですけども、減少した税目で固定資産税が2,670万ぐらい減少してるんですけど、この要因としては何が考えられるんですか。

○**税務課長（神園信二）** 平成30年度は、固定資産税の評価がえの年でございました。評価がえの関係で、大きく土地の評価、固定資産税が減少しております。

率にしまして、土地のほうは10.02ポイント、29年度から減少しております。金額で2,636万円程度の減、家屋の評価がえに伴いまして、対前年度2.26ポイント減、金額で1,332万円の減、償却資産につきましては、対前年度0.63プラスで166万程度しか増加の要因はなかったということで、固定資産税全体で3.41ポイント減の3,800万円程度マイナスが出ているところでございます。

この5ページに掲げてございますのは、収入済額でありまして、ただいま私が紹介したのは調定額、調定額といいますと、これだけ税をお願いすることができましたという数字ですので、その上での収入済額としては2,600万程度の減ですから、税をお願いできたのは3,600万程度減少だったけれども、収入としては2,600万程度減少したということですので、その1,000万程度の差は徴収努力で何とか埋めたと。お願いできたのは3,600万程度減、徴収では対前年度2,600万円減ということです。そのように御理解いただきたいと思えます。

○11番（永野慶一郎） 減少した要因は、評価がえがあったということですね。

固定資産税が減少した主な要因は、土地の評価がえ、固定資産税評価がえがあったためについていう大きな要因がちゅうことで、わかりました。

あと、この鉱産税がふえている要因は何でしょうか。

○税務課長（神園信二） 鉱産税につきましては、1社しかございませんので、市内の鉱業をやられている会社でございます。

こちらのほうは産出量もふえておりますし、産出したものに含まれる金の価格につきましても、近年の金価格の動向が堅調でございますので、伸びているということで、非常にこの鉱産税につきましては近年好調でございます、今年度の見通しとしましては、1,000万程度になるのではないかと見ているところです。

○11番（永野慶一郎） 順調というか堅調、この金の価格とか、そういったことだと思うんですけども、本市にとっては市税のいい税収となっていると、鉱山業者の方たちにもお世話になってるといふそういう御理解でよろしいですか。

○税務課長（神園信二） この鉱産事業者の方々は、産出する石の量も非常にふえております。どんどん枕崎港から出して瀬戸内海、たしか直島、佐賀関のほうだったと思いますが、出鉱量もふえている状況で、その中に含まれている金価格も上がってくると鉱産税が上がる。

この鉱産税のほかに、会社は会社として法人市民税もまた好調で、お幾らという具体的な数字をなかなか言いにくいんですけども、その辺と両方合わせますと、いわゆる今まで法人市民税で議論をしてきた大口事業者の納税額を超えてくるような、超えている年度も実際ございますので、非常に税務課としてはありがたい税収というところでございます。

○11番（永野慶一郎） 私も頭になくて、鉱産税のところだけちょっとあったんですけど、もちろんそれだけ産出量がふえれば、法人税もまたふえるということで、ダブルでの効果があるということですかね。

先ほど13番委員からもございましたが、収納率、徴収率の件です。

審査意見書の4ページの下のほうに、具体的な徴収率が何%でしたってあるんですけども、平成28年度が94.6%で昨年度が95%、30年度が95.3%ということで、毎年、徴収率が上がってきているんですけども、30年度の95.3%っていう徴収率、これ県下でこの数字、こういった数字なんですか。

枕崎は95.3%ですよって言ったら、徴収率がいいのか悪いのかちょっと判断できないので、もしわかれば教えていただけますか。

○税務課長（神園信二） お手元の9月議会提出資料の5ページをごらんいただきますと、税務課が提出しました9月議会提出資料で、目次で（1）から（9）まで掲げている5ページの横表になりますけれども、左半分が県下19市の普通税の収納状況ということであります。

こちらのほうで、県下19市との比較をしていただきますと、現年分につきましては県下で4位、滞納分につきましては県下で16位、合計の普通税につきましては12位という資料をお手元のほうに入れさせていただきます。

○11番（永野慶一郎） 毎年、徴収率というのは上がってきてはおりますので、先ほど来、13番委員からもございましたように、課長の答弁でもありますけれども、どこまでこう強く言えるのかというのもあるんですけど、生活を困窮させない程度にはですね、やはりまだ改善の余地はあるのかなと、また税は払っている人たちの公平性というのがやっぱりあると思いますので、改善はされておりますが、今後またそういったちょっと努力していただいでですね、徴収率も上がっていくような取り組みをお願いしておきます。

○税務課長（神園信二） その表で、現年度分の税収の状況というのは一桁台でいいと、普通税の滞納分がやはり振るわないというふうになるかと思っております。

ところが、滞納分につきましては、この不納欠損に大きく、どんと、例えば平成29年度に大きく不納欠損処分を大口だったとすると、滞納分の調定額、もととなる分母の額がごんっと減りますので、ちょこっと収納してしまえば収納率的にぐんっと上がっていきますので、その前の年の不納欠損、各市がどういう状況だったのかということも見て判断していかないといけないところがございますので、私どもも各市の状況がどうなのか、確かに滞納分につきましては、徴収努力を引き続き傾けないといけないと考えているところです。

○12番（東君子） 報告書の78ページ。市のたばこ税なんですけど、済みません、無知すぎてこういうことを質問していいのかわからないんですが、紙巻たばこありますけど、これって何ですか。

○税務課長（神園信二） 一般の方が吸ってらっしゃるフィルター付きの紙のたばこ、一般的にたばことして販売されているたばこが紙巻たばこです。

○4番（沖園強） 先ほどの質疑と若干重複するかと思うんですが、不納欠損で、当然、公債権は時効の援用はできないということで、地方税法の15条と18条に基づいて処分はされている。それぞれ15条の7と18条で何件ずつなのかお示ししていただきたい。

○税務課長（神園信二） 地方税法第15条の7、第4項、執行停止後3年経過分につきましては89件、金額で3,133,408円です。それと、地方税法第18条第1項消滅時効完成5年分が184件、8,085,831円ということになります。

○4番（沖園強） 大体、どこに分布してるんですかね、監査委員審査報告書の表でいけば、その15条が。執行停止の、例えば15条に該当した件数は89件ということでしたが、どこに分布してるんですかね。

○税務課長（神園信二） 申しわけございません。そこまでの分析はしてございません。

先ほど、紹介をいたしました3年計画で不納欠損とした部分の89件について、それぞれどういう理由だったのかということの振り分けはしてるんですけども、また5年分もどういう理由だったのかということも振り分けはしてるんですけども、それぞれの年度ごとの中で、3年経過分なのか5年経過分なのか、何年度も債権がどういうふうに分かれるのかという分析までは行っておりません。（「はい、結構です」と言う者あり）

○4番（沖園強） まず、一般質問等でも償却資産を固定資産の件で触れたんですけど、ほんと御努力を高く評価したいと思います。

そこで、資料をちょっと忘れてきたんですけど、30年度分の法人関係で申告慫慂した件数とそれに応じた法人の件数を、そして課税対象になった法人数と課税対象にならなかった法人数をお示してください。

○税務課長（神園信二） 法人の皆さんに申告をしてくださいという申告慫慂を行ったの104件であります。そのうち申告をいただきましたのが95件であります。うち課税となりましたのは17件でございます。

残りの78件につきましては、課税基準の150万円未満の償却資産という申告でありましたので課税の対象外と、78件はですね。当初の報告で、あと104と95の差の9件、これにつきましては申告がいただけない状況です。

○4番（沖園強） まず、申告慫慂を行ったけど申告をしていない9件については、その後どういった感じなんですか。

○税務課長（神園信二） この9件には当然、私どものほうで申告慫慂の文書は届きましたかと、出してくださいという御連絡を続けております。

9件のうちの2件につきましては、今、税理士と相談整理中ですということですので、これが税理士との協議が終われば申告が出されるものと思っております。残りの7件については、電話を入れてもなかなか出ていただけない、電話がつながらない事業所もありますので、これらにつ

きましては、実際、その事業所の所在地というのは私どもつかんでおりますので足を運んで、どういう状況ですかと、自主的な申告が必要なんですよということを説明しながら、場合によっては現場に立ち入らせていただいて、私どもが持っているデータと照合しながら自主申告をいただくのが一番なんですけども、申告書を一緒につくらせていただく場合もあろうかと思えます。

○4番（沖園強） ちょっと法人ですから、若干こだわりますけど、今、電話等での催告は何回やったんですか。

○税務課長（神園信二） この7件については、先日で3回目、4回目の電話を入れている状況だという今報告を受けました。税理士と協議中だという方もちょっと時間がかかっておりますので、早く協議を終わらせてくださいという電話を先日3回目を入れたところでございます。

○4番（沖園強） その際は、当然、遡及課税等のことも対応しているんですかね。

○税務課長（神園信二） この申告憑憑の文書をお出しする時点で、遡及課税となる可能性がありますというお知らせをしているところです。

○4番（沖園強） 課税対象が17件、対象外が78件ということでしたが、この78件の償却資産の状況は、大体どんくらいなもんなんですか。

○税務課長（神園信二） この78件につきましては、自主的な申告というのは基本でありますので、御本人たちが出していただいた申告書に、持っている償却資産の金額をベースにまずは振り分けをさせていただいたのが78ということであります。

当然、その申告内容というのは、私どもが税務署の調査、それと住民税の申告内容を全て見ますので、この内容と突き合わしたときに、減価償却を経費でとってらっしゃる数字というのはつかんでおりますので、それと突き合わしたときにどうもおかしいというときには、また追加で税務課は質問権というのを持っておりますので、各事業所の150万以下という申告はあったとしても、ほかに償却資産をお持ちではないですかと、税の申告データを見ると持っていると思われるんですがという形で、まずは電話等々で調査したいと、御本人たちが修正申告をしていただければもうそれに越したことはない。

なかなか電話での協議にも応じていただけないときには現場を見させていただき、しっかりとした申告になるように、私どもも違うところは御指摘をしていきたいと思っております。

○4番（沖園強） 今の御答弁をお聞きした以上、若干78件の中には税務署の調査、そして住民税等の調査等で150万ぎりぎりというような事業所、法人もあり得るような感じに聞こえたんですけどどうなんですか。

○税務課長（神園信二） これは細かく精査を今させておりますので、この結果次第ということになりますが、中には御本人たち、意識してなのか、意識なくてということなのか、そういうケースも含まれているのではないかとこのころは、当然、私どもとしては考えながら作業は進めていかなければならないと思っております。

○4番（沖園強） 本市の場合、御配慮はいただいて分納等もしていただいているわけですよね、過料、延滞料、考慮していただいているんですけど、ぜひですね、後々また、今年度といえいいですかね、農業者とか個人事業者の部分に今入っているわけですから、税の公平負担といった意味合いからもですね、こういった法人の対象外の方々をある程度は精査しないといけないのかなと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

○9番（立石幸徳） 市税のほうは大体一段落しましたので、私はこの一番大きい地方交付税ですね、障害児保育に要する経費で、これは今までの29年度までといいましょうか、算定が保育所の在籍児童数及び人口による算定から実際の受入障害児数に算定方法が変わったんだと。それで、この関係で交付税が、需要額が増になってきているんですが、説明ではそういうふうになるんですが、実際、その算定方法が変わって、人数、金額的、そういうものはどういうふうに変わっているわけですかね。

○財政課長（佐藤祐司） このうち実際の受入障害児数による算定に変更されたことによる増が1,650万程度、施設型給付費に係る利用者の増に関わる算定の増が360万程度、保育士等の処遇改善等による単位費用の増の影響で2,420万程度、この3つの大きな影響により、社会福祉費の費目が5,000万程度増加いたしております。

この社会福祉費の算定にありましては、測定単位は人口という単位を使ってるんですが、国勢調査人口の2万2,046人という数字を使っております。そして、密度補正の中で保育所に在籍している児童数をもとに密度補正という形でプラスでその市町村の実態に近づける工夫がされております。

それに加えまして、30年度の算定から障害児保育分の密度補正というのがさらにふえました。障害児受入人員という数値を記入するようになりまして、それが20人という数値で記載されております。今まではこの算定がありませんでした。ここの部分で、先ほど申しましたように、1,650万8,000円の増となっております。

○9番（立石幸徳） その受入障害児数22人、これは私なんかの感覚からいくとそんなに多いもんかなと、この22人の明細っていいんでしょうか、どういう形でその22人ちゅうのは出てくるんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） ちょっと私の滑舌が悪かったようで、20人です。

この基礎数値につきましては、福祉課が厚生労働省報告例かなんかで、多分、報告を上げている数値を活用しているものと思います。内訳についてはちょっとお待ちください。

○福祉課長（山口英雄） 障害児保育の関係につきましては、資料を確認してみますのでお時間をください。

○9番（立石幸徳） 今、資料がくるまでですね、ちょっと飛ぶんですが、110ページの諸収入のほうで、これは昨年度の決算のときも聞いたんですが、多面的機能支払交付金の返還金、29万8,000円、30万ぐらい返還金があるんですが、どういった事情で返還になってきているんですかね。

○農政課長（原田博明） 交付金対象農用地面積の減による返還ということですが、組織で管理できない農地が出てきたということです。当初、区域に入れていた農地の中で、もう管理できないという農地が出てきたため、それを対象区域から除外するという申し出があつての返還金でございます。

この返還金につきましては、事業実施時まで遡及して返さないといけないということで、今、決算額にある金額になっているところでございます。

○9番（立石幸徳） ここに説明、過年度分っち、これ何年度分ですか。それから地区と一緒に教えてください。

○農政課長（原田博明） 返還金の対象になる地区は3地区ありまして、田布川環境保全会は平成24年から平成29年までで1万0,676円でございます。桜山北地区が同じく平成24から平成29年までで10万2,969円でございます。桜山南環境保全会が同じく平成24年から平成29年までで18万5,003円ございまして、合計29万8,648円の返還金でございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、最初の農政課長の説明で管理できないということで返還をされたちゅう、今、平成24年度からの分を言うんですが、実際その管理できない状態はもう平成24年から始まってたと、こういうことになるんですか。

○農政課長（原田博明） 当初は、組合というか組織の中で管理していたんですけども、途中で農地の状況で管理できなくなったということです。途中で除外する場合は、事業当初から返還しないといけないことになっていきますので、実施当初の年度からの返還となっております。最初から活用、管理できていなかったということではないです。

○9番（立石幸徳） これは、昨年の決算委員会でも正直詳しく聞いたんですけどね、昨年も

68万9,140円、この返還金は出ているんですよ。

そうしますと、多面的機能支払の対象地区を今年度は真茅地区にも広げるといようなことでしたよね、要はその管理できないところが、こうして毎年度どんどん発生してくる状況になっているわけですか。

○農政課長（原田博明） 地区の活動の中で、そういった申し出があるということでございます。

○9番（立石幸徳） 答弁になってないんですけどね、要はこの多面的機能支払交付金は、それなりの目的があって地区を指定してな。その農業の活性化のために取り組むものが返還金が出てくるちゆうことは、逆に言うと、活性化がなされていないという実態が想像できますよね。

だから返すわけでしょうから、その辺の農政課の取り組みっていいましようかね、どうなってるわけですか。

○農政課長（原田博明） 実際活動するのは、その地域の方々ですので、地域の方々がそういった活動をする中で、どうしても除外せざるを得ない理由が出てきた中で、もう除外するという申し出が出てくるところでございますので、なるべくなら全ての区域を共同活動で管理していただければ一番ベストなんですけども、なかなか地域で頑張っていただいている中で、どうしても除外せざるを得ない、いろんな理由がありますので、毎年そういった除外地区が出てくる状況でございます。

○9番（立石幸徳） あとは、ちょっと歳入と若干外れていきますので、農業振興ということになるんでしょうから、また機会を見てこの点はお尋ねをさせていただきます。

○福祉課長（山口英雄） 先ほど、9番委員の御質問にありました地方交付税の算定における障害児保育の関係で答弁を申し上げます。

障害児保育の状況につきましては、福祉行政報告例ということで、毎年、厚生労働省に実態報告をしているんですけども、平成30年4月1日現在で、本市内の保育園に12人、認定こども園に8人、合わせて20人の障害児が保育を受けているという報告をしております。この20人につきましては、療育手帳を持っている子供たちあるいは児童発達支援のサービスを受けている子供たち、そういった子供たちでございます。

○9番（立石幸徳） ちなみに、この受入障害者っていうのが、ある意味で算定に加わるということは、ちょっと平たく言うと交付税措置がされるというような捉え方になると思うんですけども、その分は、そういう受入障害者の今言った保育所あるいは認可保育園と、そういうところに何らかの形で交付税措置されたものが、また当該事業所に入っていくとあれですけども、何らかの形で措置がされていくようになるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 障害児を受け入れている保育施設につきましては、障害児加算というのがついております。

○委員長（禰占通男） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で歳入の審査を保留いたします。

○4番（沖園強） あした総括なんでしょう。総括までにちょっと資料というか調べておいてもらいたいものがあるんだけど、よろしいですか。

○委員長（禰占通男） いいですよ、どうぞ。

○4番（沖園強） 決算報告書の82ページ、使用料及び手数料で、目の4農林水産業使用料、目の5商工使用料、目の8教育使用料で、それぞれ条例で定められた使用料金の別表があるんですけど、それに基づいた件数等をお示しすることはできますよね、それぞれ主管課。それをあしたの総括までに御準備いただければと思っています。（「資料で、あしたまででしょうか。」と言う者あり）できれば、ありがたいです。

○委員長（禰占通男） できますか。

○4番（沖園強） 教育委員会等はよろしいですか。

- 農政課長（原田博明） 済みません、資料での提出が、報告だけということになると思います。
- 委員長（禰占通男） 教育委員会はどうなのでしょう。
- 保健体育課長（豊留信一） 教育使用料の保健体育使用料ですけれども、こちらのほうも今4番委員が言われたような資料の提出については時間を要します。その施設ごとの使用料というのはこちらに持ってはいるんですけれども、その条例に基づいた使用料を徴収しているということです。
- 4番（沖園強） 決算額が上がっている以上、その現場には利用状況等の集計表があるはずなんだけど、ないのがおかしいですよ。
- 保健体育課長（豊留信一） 集計表はございます。ただ量が量なものですから……。
- 委員長（禰占通男） 本日は、これをもって散会いたします。

午後4時3分 散会